

令和2年8月31日

1. 出席議員

1番	中島	信二	11番	萩尾	洋
2番	高山	正信	12番	服部	良一
3番	青木	勉	13番	大坪	久美子
4番	川口	堅志	15番	栗原	吉平
5番	橋本	正敏	16番	三角	真弓
6番	田中	栄一	17番	森	茂生
7番	堤	康幸	18番	栗山	徹雄
8番	高橋	信広	19番	井上	賢治
9番	石橋	義博	20番	川口	誠二
10番	牛島	孝之	22番	角田	恵一

2. 欠席議員

14番	寺尾	高良	21番	松崎	辰義
-----	----	----	-----	----	----

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	井手	勇一
事務局長補佐	檀	公彦
事務局参事補佐兼次長	服部	敬
書記	中島	知子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市	松崎	賢明
副	市	鎌田	久義
教	育	橋本	吉史
総	務	原	亮一
企	画	石井	稔郎
市	民	牛島	憲治
健	康	松尾	一秋
建	設	山口	英二
教	育	原	信也
総	務	秋山	勲
人	事	牛島	新五
財	政	田中	和己
防	災	古家	浩
企	画	馬場	浩義
観	光	荒川	真美
環	境	石橋	信輝
子	育	平島	英敏
健	康	坂田	智子
建	設	轟	研作
農	業	松藤	洋治
林	業	若杉	信嘉
第	一	木村	孝
第	二	堤	辰幸
学	校	郷田	純一
社	会	溝上	啓之
星	野	向	智宏

議事日程第2号

令和2年8月31日（月） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 橋本正敏議員
- 2 青木勉議員
- 3 森茂生議員
- 4 牛島孝之議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（角田恵一君）

皆様おはようございます。本日より一般質問でございます。よろしくお申し上げます。お知らせいたします。橋本正敏議員、青木勉議員、牛島孝之議員要求の資料をタブレットに配信しております。

なお、寺尾議員から欠席届を受理しております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定により、タブレットに配信しておりますので、御了承願います。

日程第1 一般質問

○議長（角田恵一君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。5番橋本正敏議員の質問を許します。

○5番（橋本正敏君）

皆さんおはようございます。5番橋本正敏です。9月定例会の一般質問のトップバッターとしてかなり緊張しておりますが、最後までよろしくお願いいたします。

まず、新型コロナウイルス禍で自粛の生活が続いておりますが、この厳しい環境の中でも、さらに医療に携わっておられる方々がおられます。その方たちはひとときも気の抜けない日々であろうと思われまます。本当に敬意を表したいと思ひます。

これからも体調に留意されまして、今後とも私たちの健康を守ってくださいますようお願いするところでございます。

そして、今年もまた、7月梅雨期には全国各地で大きな水害、土砂災害等が発生いたしました。亡くなられた方の御冥福を祈りますとともに、被害に遭われました皆様にお見舞いを申し上げるところでございます。

気象庁によりますと、この100年間で福岡市の年平均気温が2.54度上昇したということがあります。今後、雨の降り方は大雨、短時間豪雨、その発生回数が多くの地域で増加していく、またその反面、無降水日数、つまり降らない日が増加するということでもあります。局地的に豪雨があったかと思うと、干ばつで農作物が被害に遭うような、そういう日々が続くということです。このような気象変動の中で、本市におきましても、覚えているところでは、平成24年7月の九州北部豪雨があり、平成30年7月、令和元年8月、そして今年7月、昔で言うと、数十年に一度というクラスの災害が毎年のように発生しております。このように頻繁に起こる災害に対し、今後どのような対策を立てておられるのか、お尋ねします。

次に、今年八女市が合併して10周年となり、多くの記念行事が予定されておりました。しかし、新型コロナウイルスの発生により、縮小及び中止、多くがそのようになってしまいました。ウイルスの拡大防止のためにはやむを得ないことだと思いますが、これにより経済の低迷や人間関係の不安定化、また労働意欲の低下等、マイナスのイメージも出始めております。単に縮小、中止するばかりではなく、イベント形式の変更、また新しい形でのイベントの計画等、今後のイベント開催の考え方についてお尋ねします。

あとは質問席にて行います。発展的な回答をよろしくお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。5番橋本正敏議員の一般質問にお答えをいたします。

近年多発する自然災害に対する施策についてということでございます。

平成24年7月と今年の7月水害の被害の類似点と相違点はあるかというお尋ねでございます。

平成24年7月、九州北部豪雨では、7月11日から14日にかけて短時間に集中した豪雨により、土木施設等において1,000か所を超える被害が発生をいたしました。令和2年7月豪雨では、7月5日から14日にかけて断続的な豪雨が長期にわたったことから、土木施設等において地滑りなどを伴う規模の大きい災害を含む約250か所の被害が発生しました。これらの豪雨災害は、雨量や降雨の期間は異なりますが、いずれも激甚災害に指定されるような被害の大きな災害となっております。修復・補修済みの被災箇所が再崩壊した今後の対応はというお尋ねでございます。過去の災害復旧事業で復旧済みの箇所が再度被災した場合につきましては、国の災害復旧事業の採択要件に応じて適切に復旧工事を実施する予定でございます。

次に、山下地区の家屋浸水被害について今後の対応はというお尋ねでございます。

山下地区の浸水対策については、今年3月に排水ポンプが完成し、7月豪雨時にはポンプを稼働させております。また、来年3月には放水路も完成の予定で、浸水被害の軽減に努めてまいります。

次に、災害時におけるドローンの活用、導入についてでございます。

災害時の状況把握には、既にドローンを導入しており、今回の災害においてもドローンによる現地調査を行い、その有効性を確認したところです。このため、今後も必要なドローンの配備を進めてまいります。

次に、災害担当職員の労働時間と健康管理について適正であるか、また人員の補充配置等の考えはという御質問でございます。

近年、災害が大規模化、広域化する傾向にあることから、本年4月から組織機構を見直し、本庁及び黒木庁舎内に整備室を設置し、一定数の土木技術職員を集約、配置したところです。これにより、今回の災害では発災当初から迅速に対応することができております。

さらに、災害発生後は小規模工事を支所に移管するほか、人事異動も行いながら、適切な対応を行っています。

その上で、災害復旧は、特に緊急に処理することを要することから、土木技術職員を中心にやむを得ず、時間外勤務で対応しているところです。

なお、当該職員に時間外勤務を命じるに当たっては、必要最小限にとどめるとともに、当該職員の健康管理には十分努めているところでございます。

次に、八女市合併10周年記念行事等イベントの開催についてでございます。

今年度開催予定の八女市合併10周年記念行事等、各種イベントにおける今後の開催についての考えはというお尋ねでございます。

八女市合併10周年記念事業については、既に中止や延期を決定している事業もありますが、今後予定している事業の開催に当たっては、開催時期、規模、場所を考慮しながら、福岡県のイベント等の開催制限などに関わる基準に基づき、対応してまいります。

次に、12月6日に「はやぶさ2」が地球に帰還するが、八女市は何か催しをされるのかというお尋ねでございます。

現在、指定管理施設の星の文化館において、小惑星探査機「はやぶさ2」の地球帰還に関するイベントの開催に向けて、宇宙航空研究開発機構JAXAの協力を得ながら、協議を進めております。イベントの開催に当たっては、市と一般財団法人星のふるさとと連携、協力して実施することとしております。

以上、御答弁申し上げます。

○5番（橋本正敏君）

それでは、まず1番目に平成24年の水害と今年度の水害の類似点と相違点を上げておきますけれども、資料をいただいております。

平成24年の土木工事の復旧事業が1,136件で、本年は255件とかなり少なくなっております。雨の降り方を見てみますと、平成24年7月11日から14日の4日間で、これは黒木の本分ですけれども、649ミリ、本年は長期間にわたりましたので、7月5日から14日までの10日間で761ミリという数値が出ております。

実際に災害に遇いました2日間を見てみますと、平成24年では13日、14日が最もひどく降ったところで、その2日間の合計が534.5ミリ、本年は6日と7日が一番降りましたので、それを2日間合計しますと507ミリ、これはもちろん黒木だけですので、これが矢部村とか立花町に該当するわけではありませんけれども、大体の大まかな目安としてこのようになっております。

市民の方々の話を聞きますと、本年はだらだら降ったけれども、それにプラスして集中豪雨があったので、被害が出たということです。しかしながら、先ほど言いますように、箇所的にはかなり少ないのでございますが、実際にその箇所に行ってみますと、被害の規模が全く今までの規模と違いまして、それぞれの場所が大規模になっております。それほど多くの水分を含んで壊れたということでございます。

このように、年によってばっと一遍に降ってすぐ終わる年と、長く降って水を含んだ上にさらに豪雨があつて災害が起きると、いろんなパターンがありますが、本年度の被害額は平成24年に比べましてどのような見積りになっているのか。確かに、最終的な数値は出ないと思っておりますけれども、大まかの大体の予想としてどのくらいの数値が上がっているのか、平成24年と今年を比べていかがになっているのでしょうか。

○第二整備室長（堤 辰幸君）

お答えいたします。

平成24年の豪雨災害におきましては、短期間に集中した豪雨であったものと考えております。今年4月の豪雨災害におきましては、降った雨の量は総合的には変わらないものと捉えておりますが、長期間にわたった、断続的に発生した降水帯であったと捉えております。

御質問の予定しています災害復旧事業の申請につきましては、平成24年災当時につきましては、約90億円の被害額でございました。今回、今年7月災害におきましては、おおむね250か所の災害査定につきまして、約60億円と見込んでおるところでございます。

○5番（橋本正敏君）

箇所数は4分の1程度ですけれども、被害額は6割ぐらいあると。先ほど言いましたように、一つ一つの規模が大きかったということだろうと思えます。

それで、今度この復旧につきましては、大体これからの道筋としましてどのくらいで復旧

の見通しが立っているのか、お聞きします。

○第二整備室長（堤 辰幸君）

お答えいたします。

今回災害の復旧の見込みということでございますが、現在、被害調査を終えまして、査定申請の準備を順次進めておるところでございます。査定の終了予定が12月を見込んでおりまして、順次発注準備のほうを進めていく予定でございます。

以上でございます。

○5番（橋本正敏君）

平成24年の水害のときは大まかに、大体全国的にですけど、5年をめどに復旧が終わるといことだろうと思えますけれども、本年も5年ぐらいで全部のところは復旧する見通しが立つのか、立たないのか。というのは、ただでさえ、業者の数が減っております。普通の平常時での道路の補修、それすらも繰越し、繰越しでやっている場合に本年度みたいに箇所が大きくて多数あった場合に、これが本当に5年間で終了するのかと、皆さんが不安に思っておられます。このような場合、どのような手当をして、早急にこの工事が終了する計画であるのか、お聞きします。

○第二整備室長（堤 辰幸君）

お答えいたします。

平成24年災当時は1,100か所程度の災害復旧事業でございまして、議員おっしゃるとおり、おおむね5年間ほどかかって復旧がなされたところでございます。

今年災につきましては、おおむね250か所の被害を受けたところでございますので、順次、今から計画を持っていくところでございますが、県の災害復旧工事、河川災害であります星野川であったり、矢部川であったり、県工事もございまして、県と市と併せまして一緒に発注計画をもって進めていきたいと考えておるところでございます。

先ほどおっしゃいました平成24年災当時は5年間という形で復旧がたったところなんですけど、今年の災害におきましては、箇所数が先ほどおっしゃいましたとおり、平成24年災からすると少のうございますので、発注計画は今から順次計画を持って進めてまいりたいと思っております。

○5番（橋本正敏君）

なるべく早く市民の生活道路から順次進めていただいて、農道、林道、農業をされている方、林業をされている方、自分の園地に行くのもままならない状況が続いておりますので、なるべく早く終了させていただきたいと思っております。

続きまして、修復・補修済みの被災箇所が再崩壊した点について。例えば、皆さんがよく分かるのは、矢部川城の擁壁が崩壊したということですが、出来上がった途端にまた

水害で崩れたと。実は、私の地元の白木地区でも1回修復して、そのものが壊れたわけではないですけど、すぐ隣というか、つながったところが壊れて、また修理せやんというところがございます。今までの補修、修復というものは、ただ壊れたところの場所だけしかしていただけていませんでしたが、このような災害が頻繁に起こる場合、修復するべきところはもっとほかに広い範囲でしたほうが二度壊れるよりも一度で終わって、結果的には少ない予算で済むと、そういうことが多分に考えられますけれども、このような点について今後どのように考えておられるのか。やはり場所だけしかしないのか、それとも、例えば、隣はちょっと石垣とかが緩んでいるので、多めに修復をするという考え方になっておられるのか、その辺をお聞きします。

○第二整備室長（堤 辰幸君）

お答えいたします。

災害復旧事業の復旧済みの箇所への被災、また隣接する箇所の被災ということでございますが、災害復旧事業に今要件がございまして、その要件を満たすように災害復旧事業にまた再度申請をいたしまして、取り組んでいくものでございます。

隣接地におきます申請箇所におきまして、ちょっと被災箇所を大きめに見るという形になりますと、災害の申請要件にも該当してくるところが場所に依ってはありますので、箇所箇所に依じた復旧工事に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○5番（橋本正敏君）

実は去年、私たちは建設経済委員会のほうで国土交通省に行って、この治水事業についてちょっとお伺いしたんですけれども、全国的に川が氾濫したり、土居が崩壊したりという事例がございますから、そういう場合にあらかじめ壊れそうなところを補修する、そういうことができるのかということをお尋ねしたことがございまして。その中で、国は今までは壊れたときしか修復はしませんでしたけれども、これからは弱っているところ、脆弱なところを前もって補修するようにはしていきたいという答えがございました。

そこで、臨時特別措置に伴う増分と国土強靱化計画、国土強靱化地域計画というのがあるそうですけれども、令和元年から令和3年までの3か年の措置で、特別にここに予算をつけて治水工事に取り組むという話でございました。ですので、国のほうも今まで壊れたところしか修復はしなかったけれども、これからは前もって弱いところ、壊れそうなところ、今まで修復したところで壊れそうなところ、そういうところもやっていくという話でしたが、なかなかそれが末端に来ると、いや、そうではないんですよ、壊れたところしかやってもらえないという話を聞きますので、これはぜひ、予算の無駄じゃないですけども、さらにそれをやっておけば、前もって崩壊は免れるということになりますので、ぜひこの点は市のほう

から上のほうに言っていて、なるべく早くこれは修復していただきたいと思います。これはお願いです。それはできますということはなかなか答弁はできないと思いますので、これはお願いでございます。そういう考えでよろしく願いいたします。

続きまして、山下地区についてですけれども、平成24年に実はひどいところでは2階の床までつかったという家屋もございまして、大変な被害に遭われました。

そこで、それから5年にわたりましてポンプの設置や放水路の設置を——放水路は今は完成しておりませんが、やっておられます。ところがまた、今年も床上浸水が21件、床下浸水が13件あったということでございます。地元の方にとすると、ポンプ小屋が完成したことによって、かなり希望を持って、もうつからんやろうということで安心をされておられたんですけれども、また浸水してしまったと。確かに、放水路は完成していなかったけれども、完成したところで本当にこれが床下、床上、本当に免れることができるだろうかと、今、不安に思っておられます。この辺は、もちろん市の設計でもなく、補助事業でできたことですが、もう一度点検とか、内容を見ていただいて、本当にこれが十分なものかどうか、検討していただきたいと思いますが、これは県とか国とかに要望できるものでしょうか、どうでしょうか。

○第一整備室長（木村 孝君）

お答えします。

今現在のところ、計画の変更の考えはございません。今後、放水路の完成により、平成24年災同等の雨量には対応できるということで、浸水被害の軽減を図っていきたいと思います。

以上です。

○5番（橋本正敏君）

計画変更はないということですが、先ほども数字をあらわしましたけれども、実際、今年の水害とか当時の矢部川の水量を見に行きましたけれども、平成24年災害のときには、本当に越水するんじゃないかという土手のぎりぎりまでありました。今年はどうちょっと少なく、3メートルから5メートルぐらい余裕があったところがございます。ですから、平成24年災害に比べると、瞬間的、一番多い水量というのは少なかったんじゃないかと思われまます。ですから、地元の方にすれば、平成24年よりは水量が少なかったから、災害がちょっと少なかったけれども、あれがまた同じぐらい降っておったら、同じぐらいつかっておったんじゃないかと心配をされているところです。

地元の方に聞きますと、実はそれまであった古い水門は、排水の方向が白木川に向かって、川下に斜めについておったから、すっと抜けたと。新しい水門は直角についておるので、水が押されて、実際には放流されよらんんじゃないだろうかとということをおっしゃいます。この辺の設計は本当に正しかったのかどうか、それは分からないかもしれませんが、地元の

方々は不安に思っております。

それでもう一つ、今もございますけれども、水門が別でございます。白木川の水量が上がりますと、自動的に蓋が閉まる。けれども、白木川の水量が低いときにはその水門が開いて、山下からの水が順次流れていくという放水路がございますが、実は地元の方はそっちのほうがえらく安心できるということをおっしゃっております。今の新しい放水路は、川の土手のかなり下のほうにございますので、白木川が増えると、どうしても水門を閉じないと逆流するという形になっておりますから、ですから、ポンプがついておるという理屈がございますけど、もっと上のほうに水門を造って、山下地区の水を白木川に直接放流できるようにすれば、被害はもっと軽減できるんじゃないかという話をしてございました。

ですので、水門をさらに増設するようなことができるものか、できないものか、お尋ねします。

○第一整備室長（木村 孝君）

お答えします。

樋管を増やすということは、堤体の中に空洞ができるということで、堤体自体の強度が弱くなる危険があります。ということで、今現在は今の場所の計画と設置で行っているところでございます。

以上です。

○5番（橋本正敏君）

地元の方にしてみれば、どうかしてくれという切な願いがございますので、放水路の完成を本当に心待ちにしております。

放水路はいつ完成予定でございましょうか。

○第一整備室長（木村 孝君）

お答えします。

放水路の完成は来年の3月完成予定でございます。

以上です。

○5番（橋本正敏君）

放水路の完成を待つしかないということですが、もし完成した後にもまた水害が発生するようございましたら——ないようにしていただきたいんですけども、それは祈るばかりでございますが、もしございましたら、やっぱり水門の増設とかポンプの増設、この辺を考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、被害箇所の確認、被害規模の調査等にドローンの活用を考えておられるのかということで質問しましたところ、実はもう使っているということで本当に安心しましたが、実際、今ドローンは八女市に何機あるのか、どのような活用をされているのかをお聞きしま

す。

○第二整備室長（堤 辰幸君）

お答えいたします。

現在、八女市にはドローンを1台配備いたしているところでございます。

○議長（角田恵一君）

室長、どのような状況か、利用状況だけでも。

○第二整備室長（堤 辰幸君）

現在、林業振興課のほうにドローンを1台配備しているところでございまして、今回の災害におきましても、市内、白木地域、立花地域、東部地域におきまして、山林の被害確認を実際にドローンを使い調査を行ったところでございます。

東部地域におきましては、林道施設等がございまして、入り口から道路が寸断されておった場合、奥の状況の確認が取れませんので、概要調査としましてドローンでの調査を行ったところでございます。

今後、第一整備室と第二整備室、それぞれに配備を検討していかなければと考えているところでございますが、ドローンを操縦するに当たりましては、資格ではございませんが、研修を受ける必要がございますので、そういったドローンの配備についても検討を進めてまいりたいと考えておるところです。

○5番（橋本正敏君）

既に配備を計画されているということですので、これは物すごくありがたい話で、実は白木——私の地元ですけれども、オレンジロードというところが数十メートルにわたって道路が崩壊しております。それから先が人が歩いても行けない状況だったんですね。それをドローンを使いまして、その先がどうなっているのかというのを上空から撮影しまして、さらにひどい状況になっているということが確認されたところです。ですので、そういった災害時には強力な助っ人となりますので、ぜひ活用をしていただきたいと思ひますし、また、平常時でも、これはいろんな課でも利用価値はあると思ひますので、どうか縦割りの、そこだけ使うという目的ではなくて、操縦さえできる人がいれば、いろんな課で利用はできると思ひますので、どうか幅広い利用をしていただきたいと思ひます。

続きまして、災害の担当職員の労働時間と健康管理についてですけれども、地方公務員は人事委員会規則によって働き方のルールが決まっています、普通の民間の企業とは違うということだそうなんですけれども、今の平常時の残業時間と今年災害がございましたが、7月と8月の今までの残業時間は大体どれほど差が出ているのか、分かったら教えてください。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

全体の残業時間ということでございますか。（「担当の、第一と第二整備室」と呼ぶ者あり）

第一、第二の残業時間でございます。本年度、まだ8月の分が出ておりませんので、7月の分を申し上げますと、今年が114.9時間が平均となっております。昨年と比較しますと、おおむね倍になっているところでございます。

以上でございます。

○5番（橋本正敏君）

大体中小企業の残業時間ですね、もちろん、こちらは当てはまらないと思いますけれども、大体月100時間未満と。これでなければ、労働者の健康は守れないという基準だそうですが、既に7月は114時間を過ぎているということでございますので、かなり心配でございます。

今、職員の方の、例えば、がんとか大きな病気をされてリタイアというか、休まれる人が多うございます。災害が起きた場合、もちろん、数か月の間かもしれませんけれども、精神的にも肉体的にもかなり厳しいものがあると思います。

そこで、職員の方々の健康管理は具体的にどのように行っておられるのか、お聞きします。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

残業時間が多い職員の健康管理ということでございます。

人事課といたしましては、月に1回産業医の面談、それと、臨床心理士によるカウンセリングを行っているところでございます。

そうした中で、時間外勤務が多い職員、あるいは精神的な負担が大きくなっていると見込まれる職員などをそういった面談やカウンセリングのほうに誘導しているところでございます。

今年8月の産業医面談につきましては、特に7月に第一、第二整備室の時間外勤務が多かった職員6人を受けさせました。結果としましては、全員問題がなかったというところでございます。こういったこともありましたので、カウンセリングのほうには誘導していないところでございます。こういった形で健康管理には努めているところでございます。

○5番（橋本正敏君）

分かりました。しかし、第一、第二整備室の方々の顔ぶれを見ますと、比較的若い——自分が60歳に近いけん、そう見えるのかもしれませんが、若い方たちが多いと。本人ももちろんそうですけれども、家族の方はどうかなど。例えば、小さいお子さんがおられる方、高齢者の両親を家に抱えておられる方と残業によって、かなり家族の負担が増えてくると思われますけれども、そちらの家族のことは別に何も面談とか相談みたいなのはあっていない

んでしょうか。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

職員それぞれ家庭の状況などがございますけれども、そういった部分につきましては各所属長、あるいは係長が把握をしておりますので、そういったところの相談体制といいますか、随時気がかりなところがないかということに対応しているところでございます。

また、時間外勤務が大変多くなっておりますが、週に1日はきちんと休みが取れるような形で第一、第二整備室ともそういった体制で取っていただいておりますので、そういった中で対応していただいているものと考えているところでございます。

以上です。

○5番（橋本正敏君）

このように毎年災害が起きているような状態でございますので、まず災害があるのを想定するというのがいけないことかもしれませんが、ある程度の増員をあらかじめされておいて、あるいは、他の部署からすぐに即戦力となりますような職員を育てておいて、こういうときに集めるとか、そういう人事というか、配置の考え方を今から見直さなくてはいけないんじゃないかと私は思うんですけれども、実際ことしました他の部署からこちらのほうに配備された方がおられるということですが、具体的に他のところから人事異動されるという考え方、そういう人員の配置の考え方ですけれども、それはどのように考えておられますか。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

冒頭の市長の答弁にありましたとおり、今年度は4月の機構改革におきまして第一、第二整備室というものを設置しております。こちらのほうに技術職員を集中的に配置したところでございます。これによりまして、初動も十分迅速にできたというふうに考えているところでございます。

こういう災害も見越したところでの第一、第二整備室の設置ということでございまして、当初、この第一、第二整備室で対応することを考えておったんですけれども、やはり規模が大きかったということで、8月1日付で上下水道局と立花支所からそれぞれ1名ずつを異動して補強したところでございます。

また、当初、設計工事は全てこの第一、第二整備室で対応する予定にしておりましたけれども、こちらも災害発生以降ですね、支所のほうに簡易な工事などにつきましては移管をしまして、そういった形で合理的な対応が取れるようにしているところでございます。

また、土木技術職員につきましては、このところ、複数名採用を継続して続けているところでございまして、平成31年だけは1名だけしか採れなかったんですが、平成29年、平成30

年、今年、それぞれ3名ずつを採用しております。こういった形で土木技術職員は増加傾向にございます。この採用につきましては、今後も継続していく予定でございますので、こういった形で充実をしていきたいと考えております。

また、現在、再任用2名を含めたところで47名の土木技術職員が技術職に従事しているわけですが、このほかにも技術を持った職員が3名ほどございます。さらに必要な場合はそういった職員も充てるということも場合によっては考えられるのではないかと考えておりますので、そういった形で盤石の体制を考えているところでございます。

以上です。

○5番（橋本正敏君）

どうぞ職員の健康管理には十分留意されまして、健康でなければ、よい仕事はもちろんできませんので、健康であって、仕事ははかどりますようにぜひよろしく申し上げます。

続きまして、八女市が合併して今年で10周年になりますが、式典は2月に行われましたけれども、記念行事等は随分計画されていたところでございます。私は資料をいただきましたけれども、記念行事としまして10ありました。それから、そのほかの他の課が持っておりますイベントは、ここにありますだけで56、ほかにも多分もっとあるだろうと思っておりますけれども、ほとんどが中止、または延期、開催は幾つかしかございません。先ほども言いましたように、なかなか縮小、中止する、確かに、コロナウイルスの蔓延を考えますと、仕方ないことかと思っておりますけれども、少しずつやり方なり、形式の仕方を変えることによって、少しでも行わないと、地域の経済は疲弊していく一方でありますし、それぞれの地域での心のつながりとか人間関係もなかなかうまくいかないということになってまいりますので、今後、今残っております10周年記念行事、それからほかにあるイベントを開催するに当たっての基準というか、今後の考え方ですね、いつまでこれをやられるのか。例えば、全国的にどういう状態になったら、ちゃんとイベントが開催できるのか、そういう基準についてどのように考えておられるのか、お聞きします。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

3月に政府から発表されましたイベント自粛要請や4月7日の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言によりまして判断されて、特にこの10周年記念事業につきましては、こういった判断を基に判断していったというような経過がございます。

また、新型コロナウイルス感染症専門家会議から提言をされておりますけれども、この部分が新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式、そして福岡県から要請されている催物を開催する際の感染防止対策、また催物、イベント等の開催制限についてといった内容を示されておりますので、こういった内容を参考にしまして、それと併せて、クラスター対策へ

の対応、そしてスタッフが確保できるか、そういったところを総合的に考えまして、判断をしておるところでございます。

この判断におきましては、所管する課、それから主催である各イベントの実行委員会、このようなところでそのイベントの内容、規模、そういったものを考慮しまして、先ほど申しました福岡県から示されている内容を勘案しまして、決定していったところでございます。

議員おっしゃいましたように、このコロナ禍の中でいかに感染の拡大を防いでいくか、これと併せて、どのようにしたらイベントができるか、こういったところをてんびんといいますか、両方を考えながら決定していったものでございますので、御理解のほどをお願いしたいと思えます。

以上でございます。

○5番（橋本正敏君）

10周年の記念行事等を縮小してでもできるようなことはございますね、代表者とか、それに関わる方だけでやると。観客を入れないというやり方はもちろんできると思いますが、そのほかに、例えば、何とかのお祭りというのは記念というか、今までの伝統の文化行事というのは、例えば、インターネットで放映するとか、そういう新しい様式がこれから出てくるんじゃないかと思えます。ですけど、地域の祭りですね、例えば、秋によく次から次へと各地区でやられておりますけど、そういうお祭りが無いということは、やはりその地域にとっては物すごく寂しい、それから人間関係がちょっと疎遠になってしまうということもございます。そのやり方を決定する方法をなるべくきれいに皆さんに周知されまして、できるだけ開催に持っていけるように、今年は無理かもしれませんけど、コロナはあと何か月なのか、数年なのか分かりませんが、続くようでございますので、早くその様式を決めてもらって、それに沿うような形で地域の人たちができるように何とか早くその基準を設けていただきたいと思えます。

また、新しいイベントですね、今まであったやつをそのまますることは難しいということは今分かっておりますので、今後、新規の企画や観光の推進に向けた新しい取組などがございましたら——何かございますでしょうか。

○観光振興課長（荒川真美君）

今、議員が御質問にありました、多くのイベントが中止されている状況の中で、今年度どんなことをされているかという御質問だったかと思えます。

これにつきましては、添付しております配付資料は、基本的には観光のみの事業でございます、あと文化であるとか伝統工芸、多くの事業が中止となったわけです。ただ、今、観光の事業というのはイベントをやって終わりという観光だけではなくて、観光客のニーズ、一人でも多くの方が足を運んでくれるために求められるものを観光客の方から電話で問合せ

があっているような状況です。

そこで、今年度については、前回もちょっとお話しさせていただきましたが、福岡県と連携した宿泊税を使った民泊体験の企画であるとか、官公庁並びにFM八女と協力しながら、エリアごとの将来の観光入り込み客の増のための企画書の作成といったソフトを中心とした事業を展開しているところとなります。今年度につきましては、コロナで3月終わりの桜ぐらいからほとんどの事業はなくなってはいるものの、土台というか、観光客を受け入れる体制、こちらを今年のうち十分に固めまして、来年、コロナが収束するとは思いますが、そのときに一人でも多くの観光客が八女市を訪れていただけるような基礎をつくらせていただいているのが今年度の観光課の取組となっております。

以上です。

○5番（橋本正敏君）

今までとは違った、また新しい企画で観光客を呼び込んだり、地元の方たちの催物が行われるようにぜひよろしくお願いします。

最後になりましたけれども、12月6日にははやぶさ2が地球に戻ってきますけれども、八女市は何か催物をされるかということで、私は昨年も聞きましたけれども、今年はオリンピックとははやぶさ2が帰ってくる、2つの世界的なイベントで物すごく盛り上がるんだろうなという期待をしておりましたけれども、オリンピックが延期になりまして、がくっと来ておるところでございます。ただ、はやぶさ2だけは確実に戻ってくる予定でございますので、この社会的なイベントをぜひ八女の地で何か催物をしていただきたい。実際、星の文化館には、はやぶさ2の2分の1のモデルを实际造って、宇宙とか科学とかいう分野に物すごく特化して一生懸命やられているところがございますので、実際、ここがこれに向けてどのような企画をされておられるのか、また、されていないといたらちょっと寂しいですが、どのような企画をされているのか、お伺いします。

○星野支所長（向 智宏君）

お答えいたします。

冒頭、市長の答弁にございましたとおり、現在、宇宙航空研究開発機構JAXAと協議中でございます。先週、8月27日にJAXAのほうからも御連絡がございまして、現在、検討中ということでございまして、まだ本日の段階でお話しできる情報がございませんという答弁がございました。

議員がおっしゃっているように、今回、コロナ禍の中ではございますが、イベントについてはJAXAと協力して開催に向けて協議を行っていきたいと思っております。協議が調いましたらば、広報紙、ホームページ等で周知をしまいたいと思っております。

以上でございます。

○5番（橋本正敏君）

星の文化館には、1メートルの望遠鏡もございます。本当に見えるかどうか分かりませんが、はやぶさ2が仮に帰ってくる場合、地球の近くに来た場合、そのぐらいの大きさのものが望遠鏡で実際に見える可能性があるのかなのか、どうでしょうか。

○星野支所長（向 智宏君）

お答えいたします。

今回のはやぶさ2の帰還につきましては、前回のはやぶさ初号機と違いまして、探査機本体は帰ってまいりません。探査機本体から分離されたカプセルだけが帰ってくるということになっているそうです。

したがいまして、かなり小さいカプセルということになりますので、星の文化館のほうにございます1メートルの望遠鏡で実際にカプセルが見えるかどうかというのは実際にやってみないと分からないということが本当のようでございます。

また、カプセル自体は自分では発光しないと聞いておりますので、反射光が捉えられるかですね、その辺がやってみないと分からないというふうな情報をいただいております。

以上です。

○5番（橋本正敏君）

はやぶさの初号機は本体そのものが一緒になって地球の大気圏に突入して、流れ星というか、隕石が燃え尽きるように赤く光って帰ってきたようでございますので、それが見えるかなと思っておりましたけれども、本体は帰ってこないで、リュウグウの土が入ったカプセルだけが帰ってくるということでございますので、確かに見えないかもしれないなど。とても残念ですけれども、これは世界各地の天文台が常に追ってそれを見ているようでございますので、帰ってくる時の映像はどこかの天文台で映しているんじゃないかと思っております。それをJAXAが映像を配信してくるんじゃないかと思っておりますので、ぜひそういう配信を受けられるようございましたら、八女市でそれを公開するようなイベントを開催していただけたらと思っております。

また、それに伴う宇宙に関心を持つ子どもたちが育っていくようなそういう行事、例えば、本年度、パソコンを小学校、中学校の生徒さんに1台ずつ配るということでございましたので、そういうのでみんなで一斉に見たりとか、また、はやぶさ2のカプセルの中に入っている土がどのような意味を持っているのかとか、そういう勉強をされるだけでも子どもたちに夢のある話ができるんじゃないかと思っておりますので、ぜひそのような催物をされたいかがかと思っております。

これは答弁はどなたかできますか。——それでは、そういうお願いがございますので、どこか企画をされるようなことをぜひやっていただきたいと思っております。これはお願いで

す。

以上で私の質問を終わります。

○議長（角田恵一君）

5番橋本正敏議員の質問を終わります。

11時10分まで休憩いたします。

午前11時 休憩

午前11時10分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

3番青木勉議員の質問を許します。

○3番（青木 勉君）

おはようございます。3番青木です。今年は、先ほど先輩議員の橋本議員からも言われましたが、八女市におきましてもコロナ災害や7月6日から14日にかけての線状降水帯による浸水被害と道路、河川、農業施設等の被害で大変な年となっております。その被害を受けた方々に、まず最初にお見舞いを申し上げたいと思います。

また、コロナ対策や豪雨災害への対応に現在御尽力いただいている関係者の皆様にも御礼を申し上げたいと思います。

それでは、一般質問通告書に従いまして、3件の質問をしたいと思います。

1件目ですけれども、最初に令和2年7月豪雨災害について5点ほど伺います。

1点目、現在までの調査による箇所数と被害額、それに伴い災害区分及び工種区分との国庫補助率と補助残の負担率をお願いします。

それから、公共、農業、林業災害の要件はどうなっているのか。また、各施設の管理台帳の整備はされているのか。

3点目に災害申請する場合の市道、農道、林道に分類するときの基準、それから、河川と水路との区分等はどうなっているのかということをお願いしたいと思います。

②で挙げました災害のほかに、市として今回の災害でも結構ですけれども、ほかに該当するような災害は出ているのか。ある場合は要件と補助率等、どうなっているのかをお願いしたいと思います。

それから、小規模災害、八女市単独災害となりますけれども、この補助については現時点でどう考えておられるのかの5点について答弁をお願いしたいと思います。

続きまして、2件目ですけれども、本年3月の定例議会において一般質問しておりました八女市立学校再編整備基本構想について伺います。

将来の小中学校統廃合の計画を八女市としてどう考えておられるのか。

また、八女市教育大綱と八女市独自の学校再編基本構想の進捗状況はどうなっているのか。
2点目に、見崎校区（川崎小、忠見小）の統廃合への地元協議はどの程度進んでおるのか。
それから、ほかの小中学校で統廃合を考えてあるところはあるのか。

最後になりますけれども、これも昨年の3月の定例議会で質問をしていましたふれあいの家南筑後、その折には地元と町内で協議中であるという答弁がなされておりましたが、現在、結論が出ていると思いますけれども、今後のスケジュール、それから、今後の管理運営について伺いたいと思います。

以上3件について執行部からの答弁をお願いします。詳細については質問席にて伺いますのでよろしくお願いします。

○市長（三田村統之君）

3番青木勉議員の一般質問にお答えをします。

令和2年7月豪雨災害についてでございます。今回災害の補助率と地元負担率は、国、市、地元でございますが、普通災害のときと激甚災害を受けた場合の負担率はどうなっているのかという御質問でございます。

令和2年7月豪雨災害につきましては、おおむね被害調査が終了をいたしました。

現在の被災箇所数と被害額、普通災害時の補助率と地元負担率につきましては、掲載している資料のとおりでございます。令和2年7月豪雨につきましては、8月28日に内閣府より激甚災害に指定されたところがございます。

なお、激甚災害時の補助率につきましては、関係法令に基づいた高率補助の適用を受けることとなりますが、補助率が確定いたしますのは査定額決定後になります。

次に、公共災害、農業災害、林業災害の要件は（各施設ごとの管理台帳は整備されているのか）というお尋ねでございます。

各災害要件につきましては、豪雨時の降水量、台風時の風速などの数値基準は同じでございますが、災害査定申請を行う際の復旧工事費の額が、1か所当たり公共土木施設は600千円以上、農地・農業用施設並びに林道施設は400千円以上となっております。

また、市道、河川、林道など、市の管理施設における管理台帳につきましては、適切に整備を行っております。

次に、災害申請する場合の市道、農道、林道に分類するときの基準はどうなっているのか、また、市河川と水路との区別の基準はどうなっているのかという御質問でございます。

災害申請する道路災害につきましては、市が管理する幅員2メートル以上の市道、幅員1.8メートル以上の林道、農業受益者2戸以上で維持管理する幅員1.2メートル以上の農道となっております。

また、市が管理する護岸の直高1メートル以上の河川に係る災害を河川災害に、農業受益

者2戸以上で維持管理する農業用水路に係る災害を水路災害に区分いたしております。

次に、その他に災害に該当する施設災害はあるのか、ある場合は要件と補助率はどうなっているのかという御質問でございます。

その他に災害に該当する施設災害としましては、国の各省庁の所管ごとに災害復旧事業がございます。主な施設として公園や学校などがあり、それぞれの事業ごとに要件は異なりますが、補助率の多くは国費2分の1から3分の2でございます。

次に、小規模災害、八女市単独災害の補助は考えているのかという御質問でございます。

令和2年7月豪雨により被災した市内の農地や農業用施設のうち、国の災害復旧事業の対象とならない小規模災害箇所の復旧につきましては、八女市小規模土地改良事業において実施しているところであります。

また、今回の被災については、被害の状況を踏まえ、補助率のかさ上げを含めた補正予算を今定例会に上程いたしているところであります。

次に、八女市立学校再編整備基本構想について及びふれあいの家南筑後につきましては、この後、教育長が答弁をいたします。よろしく願いいたします。

○教育長（橋本吉史君）

3番青木勉議員の一般質問にお答えをいたします。

2、八女市立学校再編整備基本構想について、(1)将来の小中学校統廃合の計画と八女市としての考えと現状把握はなされているのか。また、八女市教育大綱と八女市独自の学校再編基本構想の進捗状況はどうなっているのかとお尋ねでございます。

市立学校の統廃合につきましては、八女市立学校再編整備基本構想にのっとり進めているところでございます。今後は、八女市総合教育会議での協議、学校再編基本構想に基づく取組を検証しながら進めていきたいと考えております。

次に、見崎校区（川崎小、忠見小）の統廃合への地元協議はどの程度進んでいるのか。また、今後のスケジュールはどうなっているのかとお尋ねでございます。

見崎中学校区の地元協議につきましては、昨年度に川崎小学校における保護者説明会、川崎地区行政区長会との懇談会を行い、今年度に入りまして忠見小学校における保護者説明会、忠見地区行政区長会との懇談会を開催してまいりました。今後は、見崎中学校区の学校づくり推進協議会を発足し、さらに協議を進めてまいります。

次に、他の小中学校で統廃合を考えているところはあるのかとお尋ねでございます。

市立学校の統廃合につきましては、現段階で見崎中学校区以外で具体的に進めているところはございません。

次に、ふれあいの家南筑後について、(1)八女市としての取扱いはどうなったのか。また、今後のスケジュールと進め方はどうされるのかとお尋ねでございます。

福岡県教育委員会から令和元年12月13日付で、八女市に対して福岡県立ふれあいの家南筑後の取得希望についての照会がありました。関係課による利活用の検討・協議及び地元への説明・協議の結果、令和2年5月15日付で施設の取得を希望しないことを回答しております。

また、今後のスケジュールについては、県の予定としましては、令和2年度末に施設の利用を廃止した後、解体工事等が行われることとなっております。

次に、今後の管理運営はどう考えているのかとお尋ねです。

施設の廃止、解体後も徐福像、記念碑等は現状の状態で残していただくように県に対して要望をしております。その後の管理等につきましては、地元の意見も聞かせていただきながら、庁内で協議してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○3番（青木 勉君）

まず最初に、令和2年7月豪雨災害について伺いたいと思います。

今、別紙資料のほうで補助率等については分かりました。これは平率時の補助率ということでございます。

まず、確認ですけれども、激甚災害指定が受けられたのか。それと、補助率増高申請をしないと分からないと思いますけれども、もしよかったら、平成24年の災害当時の補助率がどのくらい上がったのか。特に農業用災害と思いますけれども、林道も変わるのかどうか分かりませんが、そこら辺をまずはお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○第二整備室長（堤 辰幸君）

お答えいたします。

今年の令和2年7月豪雨災害におきましては、先ほど市長も申されましたとおり、8月28日に激甚災害の指定を受けておるところでございます。

お尋ねでございます平成24年災当時の災害の補助率はどうであったかということでございまして、平成24年災当時の公共土木災害につきましては、95.7%という数字になっております。農業土木施設災害、農地及び農業用施設災害復旧事業につきましては、平成24年災におきましては、農地におきまして95.5%から97.1%、水路とか農道等の施設におきましては、99.1%から99.5%という数字でございました。

こちらにつきましては、数字の割合が違いますが、平成24年災当時は合併後2年目でございますので、法律に基づきまして合併特例という形が取られて申請をすることが可能でございましたので、合併後に旧市町村別に算出した額と八女市全体で算出した額に基づきまして、比較しまして高いほうの率を取ることができるというふうに法律上定めておられます。でございますので、各旧市町村別に補助率が違っていたところでございます。林道施設災害におきましては、95.9%という数字でございました。

○3番（青木 勉君）

今、平成24年災のお尋ねをしましたがけれども、答弁でありましたように、旧町村、八女市ごとに率が変わるということでした。それで高いほうを選んだということで理解しましたがけれども、恐らく今回は合併しておりますので、八女市全体で計算すると思われま

それで、査定は12月までということで、先ほどから聞きましたけれども、実際それから補助率の申請の書類等を作りながら申請をされると思いますけれども、大体補助率が決定する時期はどのくらいになるのか。それから、先ほども言いましたように、分からないと思えますけれども、大体どのくらいに上がるのかなと予測が、もしできたらお尋ねしたいと思えますが、よろしくお願ひします。

○第二整備室長（堤 辰幸君）

お答えいたします。

補助率の決定する時期ということで、予定の補助率ということでございますけれども、公共土木施設災害復旧事業につきましては、地方公共団体のその発生した年度におきまして標準税率の割合の区分に応じて3分の2、または4分の3などの国庫負担率が定められることとなっております。今回の災害につきましては、先ほど申しましたとおり激甚災害に指定されたところでございますので、特別の財政援助を受けられるものと考えているところでございますが、公共土木施設災害に係る国庫負担率が確定しますのは、災害査定が終わりまして、国のほうにより算定されることになっておりまして、3月に決定されるということになっております。

併せまして、農地・農業用施設、また林道施設におきましては、先ほど議員おっしゃいましたとおり、今から査定と一緒に補助率増高の申請の書類作成を進めてまいります。確定しますのは、予定時期としましては、査定が12月まででございますので、確定しまして年明け1月末に国のヒアリングを受けた後に確定する予定でございます。

おおむねの予定される補助率という形でお話ございましたけれども、公共災害につきましては、国庫負担法に基づきまして、定率がお渡ししております資料のとおり66.7%が基準でございますので、税率等の関係もございまして、確定する見込みは今のところございません。

農地・農業用施設におきましては、予定額というのは、まだ今から作成してまいりますので、参考までにですが、昨年度、令和元年災におきましての補助率でございます。農地・農業用施設災害復旧事業でございまして、農地におきまして96.3%でございました。農業用施設につきましては99.4%、林道施設災害につきましては86.3%という数字でございました。被害の規模は昨年とは若干違いますが、参考としましてはこの数値をお知らせいたします。

○3番（青木 勉君）

ありがとうございました。今伺いますと、市民の皆様、それから、地元の方が一番考えられるのが地元負担金、農業用施設、農地災害等の地元負担金がどれくらいになるのかなというのが、一番気にかかる場所であると思います。それで、今、恐らく平成24年災はかなりひどい状況でございましたし、もうほとんど、ゼロとは言いませんが、99.5%ということですから、地元負担は0.5%という、もうほとんどゼロに近いような負担ということで助かったと思っております。それから、令和元年度が99.4%、これもかなり高率でなっております。

そういうことで見ますと、八女市としましては、はっきり言いますと平率のときは、たしか地元負担金は10%という形になっていったと思います。それで、こういう形になれば、市の持ち出し分が最終的にはもうほとんどゼロになるのかなと思っておりますので、それは大変いいことではないかなということだと思います。この増高申請については、職員の皆様は災害で大変きつい状況であると思っておりますけれども、これには恐らく二、三か月かかると思います。大変だと思っておりますが、市民の方、地元のためによりしくお願いしたいと思っております。

それから、各災害の採択要件、管理台帳と言っておりますけれども、今、答弁の中では整備すると、ある分があるということでしたけれども、一つ伺いたいのは、この災害のときに各工種、特に水路とかため池とか、そういう部分だと思っておりますが、この台帳を見せろと言われて、もしなくて、駄目になったという事例とかあるのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○第二整備室長（堤 辰幸君）

お答えいたします。

先ほど市長申されましたとおり、市が管理する施設につきましては、適正に台帳整備に努めておるところでございます。議員御質問の農業水路やため池などにおきましては、主に市内にある施設におきます、そのような水路等、農道とかため池等の施設につきましては、地元の関係者が管理される施設が主でございます。地元の関係者の方と施設管理の台帳につきましては、地元の方が管理されるということがございまして、災害査定を受けるに当たりましては、地元が整備されている管理簿等をもって災害申請を行っているところでございます。

地元の関係者の方々、例えば、水路であったり、農道であったり、ため池であったりなんですけれども、こちら、年に定期的に草刈り作業であったり、土砂の取り除きであったり、いろんな活動を関係者の方々で行っていただいているところです。そういった活動の記録を管理簿として整備いただいておりますので、そのような管理簿をもって災害の申請に、書類として添付して申請をしているところでございます。

○3番（青木 勉君）

今、大体答弁いただきましたので分かりましたけれども、公災、農災、林災、ほかにもあると思いますが、その他の災害ということで、ほかにも学校災とか公園災とか書いてありますけれども、このその他の災害で今回被害を受けた、災害として申請はできなかったけれども、そういう被害があったのかどうかをお尋ねしたいと思いますけれども、よろしくお願ひします。

○建設経済部長（山口英二君）

お答えいたします。

その他の災害につきましては、今、申されましたとおり、公園、それから、学校、水道、いろんな施設が国庫補助の対象になる場合がございます。今回につきましては、国庫補助の対象になるような災害はございませんでしたけれども、公園につきましては、都市公園が対象になります。北川内公園につきましては、都市公園ではございませんけれども、ちょっとそこが一部被害がありました。

それから、スポーツ施設といたしまして、春の山のグラウンド等で一部被害が出ておりますけれども、そこについてはもう単独で対応するというところでございます。

○3番（青木 勉君）

災害でもう一点だけ、実は小規模災害ですけれども、災害に該当しない600千円未満と400千円未満ですかね、ここに答弁でありました、それ以外ではっきり崩れておって災害に該当しないという部分で、そういう災害がございます。特に山とか農道、水路とか、そういう部分がたくさんあると思いますけれども、そういう部分については、実は平成24年災害では、八女市単独で8割をたしか補助されていたと思いますけれども、地元は大変困ってあると思いますので、8割でもしていただくとかなりの地元の方たちは楽になると思います。そういう形で今回の災害についてもそういう検討はなされているのか、その部分についてお尋ねをします。

○議長（角田恵一君）

補正予算との絡みもでございますので、その点、答弁よろしくお願ひします。

○第二整備室長（堤 辰幸君）

お答えいたします。

平成24年災当時の対応といたしまして、八女市小規模土地改良事業において、補助率のかさ上げを行いまして実施したところでございます。先ほど市長のお話もありましたとおり、今回の被災におきましても、被災の状況が数多くございましたので、同補助率のかさ上げを予定しておるところでございまして、かさ上げにつきましては、補正予算を今定例会にお願ひしているところでございます。内容といたしましては、平成24年災当時の補助率の内容と同様に考えておるところでございます。

事業費100千円以上500千円以内に対しまして、復旧に要する事業費の10分の8以内という形で上程させていただいておるところでございます。こちらにつきましては、農地、また、農林業施設合わせまして、同様の補助率として上程させていただいているところでございます。

○3番（青木 勉君）

ありがとうございました。一番は、この該当しない部分の災害が一番困っていらっしゃる方が多いと思います。特に今コロナとかいろんな部分で、消費ができないところで農業においても農地以外も収入もない、そういうところが被害があったら災害申請もできないということで疲弊しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、続きまして2件目の学校問題ですけれども、実は八女市教育大綱が平成28年2月に制定されて、平成32年度までの5年間で八女市総合計画との整合を図るということになっておると思いますが、これについて、市当局として検証されるのか、特に現在コロナにより教育環境がかなり変わってきておりますので、これを見直すといひますか、検証されるお考えがあるのかをお尋ねします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

学校再編の基本構想の見直し等につきましては、今現在、市全体で総合計画の見直し作業が進められております。新しい総合計画や、それに基づいて作られます教育大綱、それに沿って、今ある学校再編の基本構想が妥当かというのを検証していくというように考えております。

○3番（青木 勉君）

続きまして、私の地元でございますけれども、見崎校区における学校づくり推進協議会が、たしか9月3日に予定されておると聞いております。それで、最終的には地元との協議の中で進めていかれるという話も聞いておりますので、ただ、もし、その協議の中でどうしても同意が取れないと、長引くというときがあるかと思ひますけれども、この見崎校区の部分ですけれども、これは期間が大体どれくらいまでせやんとでけんとか、そういうものがあるのかどうかをちょっと最後にお尋ねしたいと思ひます。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

9月3日より青木議員にも御足労をお願いすることになる学校づくりの推進協議会等の期間ですけれども、何か月以内とかという明確な期間の設定は、今のところいたしておりません。

以上でございます。

○3番（青木 勉君）

分かりました。取りあえず十分地元と協議されて、両方どれだけ理解ができるか知りませんが、そして、校区、八女市の全部の教育問題にも関わりますので、十分協議をされて進めていってほしいというふうをお願いをして終わりたいと思います。

それから、最後ですけれども、先ほど言いました、ふれあいの家南筑後関係ですね、これについては、今、答弁の中で聞きましたけれども、実は私も3月でしたかね、担当課長と区長会のほうで一応今後のスケジュールと申しますか、そういう方針は大体のことは聞いております。

そういうことで、これはまだはっきりした、地元のほうもどういう形であるのかという部分は決まっておりますが、今後検討してはいきたいと思っておりますが、八女市としても、はっきり言って、これは答弁は要りませんが、最後まで地元と協議をしていただいて、両方100%とは行きませんかかもしれませんが、特に地元としましては、自分たちも何とかして後の管理の問題も含めて、どうにかしていこうという話も実際現在起こっております。そういう形でありますので、どういうふうになるのかがもし分かった時点では、必ず地元と協議をしていただいて進めていってほしいとお願いして、この問題については終わりたいと思います。

最後になりますけれども、現在、市の皆さんにつきましては、コロナの対策、それから、先ほどから質問しております災害業務に携わっている職員の皆さん方には、先ほど聞きましたけれども、時間外等も御苦労されているということで思っております。今後まだまだこの事務作業については続くと思っておりますので、最後まで八女のために頑張ってくださいようお願いをしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

以上で終わります。

○議長（角田恵一君）

3番青木勉議員の質問を終わります。

17番森茂生議員の質問を許します。

○17番（森 茂生君）

一般質問を行います。

第1番目に、コロナ対策についてお伺いします。

国民健康保険でもコロナに感染、もしくは感染が疑われる場合は、傷病手当が支給できるようになりました。しかし、支給の範囲が非常に狭く、個人事業主などは該当しません。加入者には平等に手当が支給できるように条例改正の考えはないのかお伺いします。

また、コロナの影響で保育の現場は相当大変だろうと想像するところです。保育士などの賃金など、現状がどうなっているのかをお伺いします。

2番目に、立花町の山下地区が今回も浸水しました。今年で3年連続の浸水ということですから。新しく設置されました排水ポンプの効果はどうだったのかお伺いします。

3番目に、地球温暖化についてお伺いします。

この夏、浜松市では国内史上最高気温に並ぶ41.1度を観測したと報道がっております。世界各地でも記録的な猛暑に見舞われております。カリフォルニア州では54.4度を観測、世界気象機関では8月では世界史上最高という報道もっております。

また、シベリアでは記録的な高温が続き、山火事が多発し、北極圏の海水や永久凍土の融解が進み、ロサンゼルスでは熱波や雷による山火事が多発し、焼失面積1,200平方キロメートル、発生件数が367件になっていると報道されております。

八女市の環境基本計画の冒頭にも、地球温暖化に起因すると考えられている異常気象は深刻化しておりと述べてあります。今日のもろもろの異常気象は、地球温暖化が原因というのが世界共通の認識になっているのではないのでしょうか。八女市の環境基本計画の現状と今後の課題について、また、自治体として気候非常事態宣言を出す考えはないのか、市長にお伺いをします。

詳細につきましては、自席にてお伺いします。

○市長（三田村統之君）

17番森茂生議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、コロナ対策についてでございます。

国民健康保険コロナ傷病手当を個人事業主やフリーランスにも支給する考えはあるのかというお尋ねでございます。

傷病手当金について、市が支給を行った額に対する国の財政支援の対象は、被用者のうち、感染した者、または発熱等の症状があり感染が疑われる者とされており、本市においても国の基準と同じくするものでございます。

次に、コロナによる保育体制の縮小、休園などによる認可保育所等休業させた職員の休業手当や賃金、賞与の現状はどうなっているのかというお尋ねでございます。

保育所等におきましては、4月10日から5月31日までの間、コロナ感染拡大防止のために登園自粛要請を行い、自宅などで保育が可能な方につきましては、登園を自粛していただきました。

登園自粛要請を出すに当たっては、既に保育所などに周知をしておりました国の通知に基づき、保育所などが自粛要請を含む臨時休園等の場合においても、市から給付する額に変更がないことから、人件費の支出においても適切に対応していただくよう周知をいたしました。

このため、各保育所などでは登園児童数が減少した時期もありましたが、通常勤務時には作業できない物の製作や清掃活動などの業務を行っていただき、平常勤務を実施されたとの

報告を受けたところです。

なお、現在各保育所などの定例指導監査を実施しておりますので、この中で国の通知に基づく確認を行い、今後の保育士などの賃金及び休暇などについても適正に対応するよう指導しているところです。

次に、山下地区の水害についてでございます。

排水ポンプ設置の効果はどうだったのかというお尋ねでございます。

山下地区の浸水対策については、平成24年に被災後、国、県、市で調査検討を行い、地元説明と協議を経て、新たな放水路と排水ポンプ併用での対策工法が決定をしました。平成28年より工事に着手し、排水ポンプは本年3月に完成しました。令和2年7月豪雨時には排水ポンプを稼働させ、大倉谷川と小倉谷川の水位上昇速度を抑える一定の効果があったと考えております。

また、来年3月には放水路が完成する予定であり、さらに効果が増すことが期待されます。地球温暖化対策についてでございます。

環境基本計画の現状と今後の課題をどう考えるのかという御質問でございます。

八女市環境基本計画は、計画期間を平成29年度から10年間としています。策定から4年目となりますが、地球温暖化対策に対しても着実に取り組んでおります。今後につきましても、国の動向など取り巻く情勢の変化を勘案しながら推進を図ってまいります。

次に、自治体として気候非常事態宣言を出すべきだと考えるが市長の考えはというお尋ねでございます。

本市としましては、2020年以降の気候変動問題に関するパリ協定を見据えた国の動向に注視しており、現時点において気候非常事態宣言を出すことは考えておりませんが、八女市環境基本計画に掲げる具体的な取組に基づき、地球温暖化対策に取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（角田恵一君）

午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

○17番（森 茂生君）

まず第1番目に、コロナ対策の一環として、国民健康保険にも傷病手当が出るようになりました。協会けんぽなど他の医療保険は出ていましたけれども、国保に関しては今回が初めてと言われておりますけれども、当初言っておりますように、範囲が非常に狭いと思ってお

ります。いわゆる雇われている人が対象のようですけれども、八女市の場合、この対象者になる人は全体の何割程度なのか、大体でいいんですけれども、分かりましたらお答えいただきたいと思います。

○健康推進課長（坂田智子君）

お答えいたします。

何割ぐらいが対象かということでございますが、今回の傷病手当の対象としましては、被用者ということで雇われてある方ということになっております。人数としては1万7,000人のうちの、いわゆる給与所得者としては5,000人程度でございますが、これは今回、今言っている数字は今年7月末現在でございますが、前年の所得ということになります。確定申告の所得区分によりますので、国保の場合は前年度所得においては給与所得ではありましたが、退職された方が多いという傾向がございます。それで、ちょっとはっきりと何人ということとはなかなか明示できない状況でございます。

○17番（森 茂生君）

対象者が分からない、何割程度か分からないということですが、事業主、あるいはフリーランスと言われる人たちは対象から外れると思っております。ですから、あらかじめどれくらいなのかはできれば知りたかったんですけれども、分からないというのであれば仕方がないんですけれども、対象者はそう多くはないと私は思っております。ですから、ましてコロナに限定ですので、予算的に言ってもそう大きな金額には私はならないと思っております。ですから、コロナの拡大を防ぐためにも対象者を広げて、いわゆる一人親方、事業主の方々にも安心して休んでいただく。その観点から、当然同じ国保に加入してある人が、こちらは傷病手当が出る、こっちは出ないというのは非常に不平等であります。ですから、そういう意味からも、ぜひ対象者を広げてほしいと私は思っております。実際そういう国保加入者間の平等を図る一環としてということで各地で対象者を広げ、事業主なんかも対象者としているのが今出てきつつあります。例えば、愛媛県の宇和島市、岐阜県の飛騨市、鳥取県の岩美町などは既に対象者を拡大して今やっているところです。

先般、日本俳優連合、それから、公益法人落語芸術協会、それから、ユニオン出版ネットワークというのがあるそうなんですけれども、俳優さんやら編集者、あるいは個人の事業主、いわゆるフリーランスと言われる人たちが共同で記者会見して、ぜひ傷病手当について個人事業主も対象とするようにということで国に対して申入れが行われているようです。ですから、非常に不平等とまず第一に思うわけですので、再度お尋ねしますけれども、対象者を事業主まで広げる考えがあるのかなのか、改めてお伺いします。

○健康推進課長（坂田智子君）

お答えいたします。

対象者を広げるかということでございますが、今のところ国の援助がない状態では考えとしてはございません。

理由としましては、事業をされている方、フリーランスの方については、それぞれの就業形態が非常に様々でございまして、この傷病手当については、直近の3か月の給与収入を1日に割り戻してという形になっております。営業所得とか、フリーランスの方につきましては、それぞれの収入形態、それからまた、いろんな経費を差し引いて所得等出てくるかと思いますが、そういった算定が非常に困難であることもございますので、今の段階では拡大する考えはございません。

○17番（森 茂生君）

そう言われるのであれば、例えば、国保の減免なんかも結局、事業主が減った場合、出るわけですけれども、全体の収入を12で割って云々という計算ができます。しようと思えば私は計算はできると思います。実際、国保なんかの減免はそれで計算してやるわけですので。それで、これ以上言っても恐らく無理でしょうから、私はコロナ対策の非常に有効な手だて、そして、予防にもなるので、ぜひお願いしたいと思いましたがけれども、非常に残念に思っております。今後機会があったら拡大するようにお願いします。

2番目の問題ですけれども、保育所の問題です。保育所と一口に言いましてもいろいろありますので、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育、小規模、いろいろあります。いろいろありますけれども、保育所ということで一言で発言させていただきますので、よろしくをお願いします。

この保育所に関して、先ほど指導監査を実施しているということですが、今までに監査された、全部じゃないでしょうけれども、一部でしょうけれども、どのような監査が行われているのか。そして、その結果、分かっただけでいいんですけれども、どういう結果なのか、お尋ねします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

今回の問題につきましては、収入でございます給付費を市のほうから、自粛要請、もしくは閉園をしても通常どおり満額支払っておることから、人件費等について適正に支払われておるかという質問の内容でございますけれども、今現在、定期監査を実施しておるところでございます。現場のほうにおきまして、通常、事前に勤務予定表なるものを作成していただいて、出勤簿、休暇届、会計処理簿なんかを確認させていただいております。事前のアンケートでなんですけれども、全保育所とも通常勤務でもって通常の出勤をしていただいております。

ただ、職員が休んだ場合でございますけれども、就業規則どおり、本人の申出によって休

暇等によって対応していただいておりますということで、関係帳簿等を確認させていただいて、定期監査でもって実施をしているところでございます。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

今分かっている範囲でいいんですけれども、問題がありましたか。それとも適正に行われているのか。今までのした範囲内でいいのです。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

現段階で確認しているところでは、全て問題なく対応していただいております。

一、二点園のほうからの意見といたしましては、自宅待機なんかも配慮したところもございましたけれども、最終的にはちょっと実施できなかったということで、その他の意見という形では聞き取りをさせていただいております。1園のみが在宅勤務なんかを取り入れましたけれども、ほかのところについては、なかなか在宅勤務も検討できなかったという意見をお伺いしているところでございます。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

ほとんど問題ないという雰囲気ですけれども、これはインターネットでいろいろ流れております。「コロナで税金を「着服」する保育園が続出 もはや「休園ビジネス」？」という大きな見出しで出ております。「全国で波紋「保育士賃金カット」横行の残念実態」とか、いろんなのが流れております。

それで、私、今興味を持っていろいろ調べてみましたけれども、全国的に大きな問題が今起きております。これは5月29日に事務連絡でここにも来ているはずですが、そして、その次に6月17日にまた国から通知が来ているはずですが、その前も出ています。なぜそういうことがやられているのかというと、このような報道もあっていますし、国会でも再三取り上げられております。

ちょっと読みますと、これは6月17日の通知、内閣府の子ども云々とか、文部科学省、厚生労働省、3省の連名で来ている通知だと思いますが、こう書いてあります。「公定価格等の支給を通常どおり受けているにもかかわらず職員に対する賃金を減額して支払う事案がある旨、報道や国会における論議の中でご指摘いただいたところです。」と、わざわざこういうのを書いて、改めて事細かにここに通知文が来ております。

その一つとして、先ほど有給休暇の問題が言われまして、休んだということですが、この中で具体的に有給休暇の取り方、それについて監査しましたか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

今御指摘いただいた有給休暇でございますけれども、施設のほうから有給は与えるものということではございません。本人の申出によって有給というのは取得されるものということと考えておりますので、当然そこら辺については各施設とも就業規則に基づいて対応していただいているものということと考えているところでございます。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

対応していただいているものではなく、例えば、コロナのときに集中して有給が取られたり、監査によってちゃんと帳簿でそういうのを確認しましたかと私は聞いているんです。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

勤務のスケジュールにつきましては、通常スケジュールという形でシフトを組んでいただいております。今言われたように、コロナ禍の中で本人の申出によって有給を取られておるといふのも確認してきております。有給休暇の取得の申出によって確認をしてきているところでございます。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

わざわざ通知の中に、有給で消化していただくよう園のほうは圧力をかけるじゃないんですけれども、そのように持っていつている例が非常に多いです。ですから、ちゃんと労働基準法にのっとり、有給休暇は、さっき言われたとおりです。本人の意思によって都合のいいときに取らせるのが本筋であるので、こういうときに有給休暇を取れとか、そうしている事例が非常に多いとわざわざ通知に書いているんですよ。ですから、今後監査もまだ続いたら、そういう有給休暇の取り方、それもひとつはつきり見ていただきたいと思っております。

それから、休んだときに、通常、休んでくださいよということであれば6割が支給されていると言われております。これは労働基準法で6割は支給しなさいということなんですけれども、国が言うのは、6割ではだめですよ。保育園にはいつもと同じだけ、委託費というんですか、それを満額支給しているの、6割をもし支払ったとするならば、あと4割、それは流用になりますよ。通知で言っているのは、特にこういう時期ですので、満額支払いなさいということでしょう。その点確認しましたか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

今言われたとおり、通常の6割の支払いではだめなんだということでございます。通常の

勤務でもって通常の月給を支払っていただく、通常の賃金を支払っていただくということで今現在確認を進めているところでございます。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

確認を進めて、調べた園では全く問題なかったということですね。それは非常に八女市は優秀ですね。そういうことであれば言うことはありません。

しかし、監査はまだ今からでしょう。そういう点もぜひ留意して、一件一件確実に監査をしていただきたいと思います。

それから、通知にこう書いてあります。「常勤・非常勤や正規・非正規といった雇用形態の違いのみに着目して異なる取扱いを行うことは、適正ではない」とわざわざ書いてあります。ですから、非正規にしろ、非常勤にしろ、ちゃんと給料を払っているからという面もあるかと思えます。一番に、例えば、園児が少ないから来んでいいですよという、首切りとまでいかなくても、自宅待機なりするのは非正規の方が最初に犠牲になると言ったらおかしいんですけれども、非正規の方からがどうしてもそういう安全弁といえますか、一番に影響を受けるのが非正規、正規でない人たちだろうと思えます。その点にもちゃんと配慮しなさいよということですが、その点もちゃんと確認されているかどうか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

全ての職場におきまして、言わば平常どおりの勤務体系をまずは組んでいただいておりますので、それに基づいて、勤務予定表に基づきまして出勤簿、休暇届等について確認をさせていただいておりますので、全ての正職の常勤の保育士さん、非常勤の保育士さんの勤務状況につきましては、平常どおりの勤務ということで現時点では確認をしているところでございます。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

そういうことであればいいと思えます。

それからもう一点、この通知で述べてあるのが、一部には云々と言われましたけれども、例えば、そういう賃金を満額払っていなかった、6割だったとかなんとか、いろんな問題が起きてきた場合、この通知を出したのは最初2月だから、2月に遡ってきちっと払いなさいという通知文が載っています。今後ではないんです。不適切な部分があれば、2月に遡って一時金により支払いをさせるようにということです。例えば、2月からですので、2月、3月に休んでいただいた、そして、給料もなかったということであれば、ちゃんと給料は国から行っておるわけですので、ですから、2月までは遡って、年度切れで終わっておるなら、

一時金を払って、減額しておる分は払うように、強い通知です。こういう通知は私は初めて見ましたが、非常に具体的で、非常に強い通知を出しているほど、保育の現場が非常に疲弊している。そして、保育士さんがどんどん辞めていく状況があるからです。ですから、そういう点がもしあれば、そのとき、今後改めますじゃなくして、園が満額もらっておるわけですので、2月に遡ってまで不足分はちゃんと保育士さんに支給させなさいという通知です。それもぜひやっていただきたいと思います。答弁をお願いします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

今、議員が御指摘の遡及しての対応についても承知をしているところでございます。その旨、もしもそのような状況が発生した際には、適切に対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

答弁があまりよすぎるので、どうも本当に大丈夫かなという気が私はするんですけども、今後ちゃんとされたかどうか、12月でまたこれは聞きますよ。

指導監査も強く言われている。御存じのとおり、ここに書いてあります。子ども・子育て支援法14条に基づくものは、市町村の確認、指導、監査も対象となるということで言われております。そして、児童福祉法に基づく施設監査、これは恐らく県だろうと思っておりますけれども、一言で言えば、県とタイアップして連携を取ってちゃんとやりなさいということです。ですから、県との連携、県とタイアップしてやるというのはどのようにされているのか、お伺いします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

今、議員が申されたとおり、施設監査については県の認可でございますので、県が施設監査を、市町村のほうにつきましては、給付費を市のほうからお支払いをしている関係で、その分の確認監査という形で、児童の待遇等についても含めて、一緒にタイアップしながら監査を進めているところでございます。

この定期監査を行うに当たって、事前に県のほうともこの課題につきましては共有をしております。併せたところで、同じ視点でもって監査をするという形でやっておりますので、同様の目でもって、言わばそこら辺給料の支払いについての滞りがいいのかということについては、注意を光らせながら監査しておるところでございます。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

1つだけ、ここにも書いてありますように、例えば、同じ保育所で出た人と自宅待機した

人のことが書いてあります。そいけん、その人と同じ金額は、これはどう見ても不平等だということで、保育所の内部で、出た人には危険手当なりをつけて、自宅待機した人には若干だけ減ずって、出た人に傾斜をつけて払うのは致し方ないというかな、それぐらいの配慮はやっていただきたいという旨もありますので、確実に何が何でもじゃなく、そういう柔軟性も一部では持っていていいと思いますので、その点もよろしくお願いします。

実は東京大学の大学院がアンケートをとられたそうです。10割払ったと954人から回答を得ましたということで、保育所やら幼稚園などですけれども、10割払ったという回答は、常勤の正規職員については78.7%でした。非常勤職員は64.6%でした。パートタイムの職員は50.4%でしたということで、結局、ここでもパートやら非常勤職員さんが満額はもらっていない率がぐっと多いわけです。正規の職員すら78.7%ですので、2割以上は満額もらっていないと。これは東京の近辺だろうと思いますけれども、そういう実態があるようです。ですから、ここら辺は八女市は非常にそういう意味では優秀だと思いたいわけです。

12月に再度その結果、お尋ねしますので、よろしくお願いします。

それからもう一つ、これは保育士さんの話ですけれども、働いている職員と不平等が生じてしまうなど、保育所から補償は一切ないと説明されたということです。女性の同僚は、自治体などにも相談しながら、保育所に補償を求めましたけれども、対応は変わらず、女性は近く退職することを決めましたと、その中にあるんですけれども、自治体に言ってもなかなか改善できないという実態が一つあるわけです。ですから、結局は辞めてしまう、続かないということになってしまいますので、やっぱり保育士さん確保が一番の重要な問題ですので、保育士さんがいないことには保育園は成り立たないわけです。ですから、そういう意味からも、せめて来たお金は、全て人件費で来ているところはちゃんと保育士さんに届くように、それでなくとも低いわけです。低い上に、保育園が途中で抜くなら、保育士さんは頑張っているのに、いよいよもって低賃金で辞めざるを得ないという状況も出てきますので、八女市の子どもを育てるという意味からも、これは厳しくここでやっていただかんと、次からもまた出てくる可能性がありますので、八女市の場合は、きちっとさせますという行政の強い意識、これをやっぱり持つておかないと、よそのように保育園でも、だらだら勝手に柔軟に対応してよかですよという、一部にそういう考えがあるみたいですので、賃金は賃金として払うということでぜひやっていただきたいと思います。

次に行きます。

山下の問題ですけれども、区長さんが水門効果なしと大きく西日本新聞に以前載りましたよね。先ほど同僚議員も言われましたけれども、しょっちゅう山下地区は水害があっという間にやります。私がお尋ねしたところも2年続けて床上、1年が床下、3年続けて浸水だったということを言われております。それで、果たして効果があったのかなかったのか。

ここにこう言われています。水位上昇を抑える一定の効果があったと考えられますという市長答弁ですけれども、ポンプが一定効果があったから低かったということだろうと思います。ある人の家でちゃんと印をつけてあります。平成24年が245センチというところで印をきちっと入れてあります。今回が120センチぐらいです。平成24年と比べて約半分の水位だったみたいなんです。それで、半分だったから、半分ポンプの効果があったという、単純にそうは言われないうらうと思ひますけれども、八女市としては、ポンプの効果が一定あったということであれば、そこら辺どのような観点からそういう効果があったと思われているのか、お伺ひします。

○第一整備室長（木村 孝君）

お答えします。

ポンプの効果があったことにつきましては、水位の上昇速度も緩やかになって、私が聞いたところによりますと、1階の家財道具を2階まで上げる時間があったということでお伺ひします。

以上です。

○17番（森 茂生君）

以前は家財道具を2階まで上げる暇がなかった。今回はあったからということですかね。まあ、いいです。

まず、総事業費ですけれども、完全に終わっていませんので、何とも言えないかもしれませんが、出来上がったとして、総事業費が幾らなのか。改めて地元でも20億円かね、30億円かねと言われますので、私も二、三十億円とかなんとか聞いた記憶はあるんですけども、正確にはポンプのほう、あそこで幾ら、今度の放水路というんですか、そっちで幾らか分かればお尋ねします。

○第一整備室長（木村 孝君）

お答えします。

これは県土整備事務所に確認しました認可ベースなんですけど、総事業費で約22億円、排水機場、ポンプ場ですね、これが約12億円、放水路が10億円ということでした。

以上です。

○17番（森 茂生君）

合計の22億円ということですね。大体うわさというか、そういう話でありました。22億円、分かりました。

それで、私がちょっと気になるのは、増水して水門を開け閉めするときに、地元の人はこちらせろこちらせろ、水路を操作する人は、いんにゃ、こげんこげん、そこで食い違ひが起きてちょっといろいろあったという話を地元の人から聞きました。実際、操作方法をめぐって、

やっぱりそういうのがあったのかどうか、お尋ねします。

○第一整備室長（木村 孝君）

お答えします。

ポンプの操作につきましては、北山地区排水機場操作要領というのを定めております。これはいわゆる操作マニュアルですね。これにおいて操作しております、白木川の水位がどれだけ上がったか、内水がどれだけ上がったときは、白木川が上がったときは、その白木川からの逆流を防ぐために、そちら側の水門を閉めたり、そういう高さ的なものもマニュアルとして明示しております。今回、それに従って操作を確実にやっております。確かに操作中に地元の方が排水機場に入られて、そういう水門が閉まっておるやんかとかいう話があったのは事実でございます。そこら辺の説明をして理解していただいたという話は聞いております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

この操作をするのは管工事協同組合とかなんとかということで私聞きましたけれども、実質どなたがやっていたらっしゃるんですかね、その操作。

○第一整備室長（木村 孝君）

お答えします。

あそこの排水機場につきましては県の施設でございます。県との管理協定書を結びまして、八女市のほうが操作をするようになっております。八女市のほうは、八女市の管工事協同組合に委託をしておりますが、今回の場合は、4月にポンプ場ができたばかりで、そこら辺の操作要領も熟知した職員を1人つけて、職員と組合とで一緒に操作をやったということです。

以上です。

○17番（森 茂生君）

そしたら、委託されている管工事協同組合ですかね、その人たちはポンプの操作の専門家ではないわけですか。

○第一整備室長（木村 孝君）

お答えします。

ポンプの専門というか、上下水道の施設で日頃からポンプとかを扱ってある組合ということで聞いております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

家庭用のポンプと全く意味が違うんだらうと思います。あれだけ大がかりな施設ですので。

ですから、そこら辺はちゃんとした熟練した専門家が当たらないと、先ほど言いますように、いろいろな問題が起きたときに一体どうするのかということになる。熟練していないから、八女市から1人職員を派遣したということであれば何か心もとない気がします。

それで、これは大体県が造ったけれども、最終的責任は八女市ですか、県ですか。最終的責任、どこですか。

○第一整備室長（木村 孝君）

お答えします。

管理という意味では市ということになると思います。

以上です。

○17番（森 茂生君）

分かりました。そういうことであれば、県が造ったんだけれども、あと問題が起きていろいろやった場合は、県ではなく、八女市が全面的な責任を負うということに理解していいんですね。それでいいですか、八女市が責任を持つということに。

○副市長（鎌田久義君）

お答えいたします。

管理は県が事業主体として行って、管理は市のほうに移管しておるということにございまして、何かあった場合は県と八女市で協議するということになっております。よって、通常の管理を八女市が請け負う中では、今、管の組合に委託しておりますけれども、今回の場合は最初でございましたので、市も分かっている職員を行かせて、それと、業者さんも行ってくれていると。一緒になってしたという意味でございしますので、よろしくお願ひいたします。

○17番（森 茂生君）

今回は最初だったので、分かっている職員が行って操作をしたということは、その管工事協同組合は自信がなかったということでしょう。慣れていなかったということでしょう。それで、やっぱりそこなんですよね。誰がきちんと責任を持ってやるのかが明確でないと。ちょっとお答えください。

○副市長（鎌田久義君）

そういう意味ではなくて、一緒になってやったと。行政も最初の段階、設置して最初でございましたので、行政のそういう中心になる人、それと、委託しておる業者さん、一緒になって管理をしたという意味でございまして。

○17番（森 茂生君）

今回はそれとして、今後は委託している業者が全責任でポンプの操作をするということに理解していいんですか。

○副市長（鎌田久義君）

市が委託しておる会社でございますので、業者さんでございますので、一定の責任はございます。ただ、一定の責任はございますけれども、一緒になってこれはやっていかないと、県は県で設置した、八女市に移管した、八女市は運営を業者に委託した。しかしながら、こういう管の設置運営については一緒になってやっておりますので、よろしくお願いたしたいと思えます。

○17番（森 茂生君）

一番今までのここで問題になるのは責任の所在なんですよ。ですから、3者に責任があるということであれば、非常にこれは逆に言うて責任の負わせ合いになって、結局、誰も責任を取らんということになりますので、一番の責任はどこが取るのかを明確にしておかないと、あっちやり、こっちやりで責任のなすり合い的になったら、結局、今までの例から言っておかしなことになりますので、どっか1か所ですね、県なら県、八女市なら八女市、きちんと決めて、そして、その責任の下にどうするこうするで、最高責任者は誰なのかということまで決めていただくと曖昧になると思えます。そしたら、責任者は誰ですかね。

○副市長（鎌田久義君）

先ほど言いますように、市のほうが管理運営を委託されております。委託というか、県からの協議の中で、市のほうで運営してくれということでございますので、市の責任において操作を業者のほうに委託しておりますので、市のほうの責任ということで考えております。

○17番（森 茂生君）

市の責任ですね。そしたら、その市の責任の責任者、どなたになる予定ですか。

○副市長（鎌田久義君）

それは市の責任のトップの形ですから、当然トップになると思えます。市長になると思えます。

○17番（森 茂生君）

市長よろしくお願ひします。

山下地区の人と話をして、もう一つ、以前からの古い水門がありますよね。あそこは恐らく昭和28年の大水害の後でできたんだろうという話でした。しかし、たった一度も誰一人としてあれが作動したのを見たことがある人はいないそうです。そのままだそうです。全然開け閉めとかなんとかはたった1回でん近所の人はないと言われております。私も地元でないから分かりませんが、そうと言われております。それで、造ったきりそのまま、はっきり言やほったらかしと言われておりますから、非常に不信感があるわけですよ。だから、今回も効果がなかったとか、投げやりに区長さんたちが新聞に言っているようですが、どうも話をしていると、行政に対する不信感、県があれだけやったということであるけれども、それはやっていただいたことはうれしいけれども、最初の説明会だけで、その後の

意思疎通が全くないという話でした。あとは全くないということで、非常に不安がっておられるのが実情のようです。

ですから、ポンプの責任者が八女市ということであれば、今後、ぜひ地元の人たちと、ポンプの操作マニュアルがあるなら、こうやりますという説明会を八女市の責任で開いてほしいんですけれども、いかがでしょうか。

○第一整備室長（木村 孝君）

お答えします。

本年3月にもポンプの竣工に併せて地元説明会等をして、それと、その前にも何回かはしたということで聞いております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

そのときの出席人数がどうだったのか、私は詳しく聞いていませんけれども、私が聞いた範囲では、全然説明らしきものはなかったと聞いております。ですから、恐らく県の責任を持ってやるんだろと思うられているようです。ですから、八女市が今後責任を持ってやるんだということであれば、今後は八女市が責任を持ってやります、どうぞいろんな声は八女市のところに持ってきてくださいと、そういう説明を私はするべきだと思いますけれども、市長どうでしょうかね。1度だけでいいですからお願いします。

○市長（三田村統之君）

山下の被害については、地元の方々はもちろんですが、議会の皆さん方にも御心配をいただいております。

こういう水門、大小あると思うんですね。例えば、土地改良事業をやった後に水路を造りますね。それに水門を設置する。それで、豪雨があったときに、じゃ、水門を誰がどう調整するのか。この責任は、地元で土地改良区なら土地改良区で責任者を決めて、その人が土地改良区で管理していくというケースがですね、これは大型でありませんが、そういう地元もある程度責任を持って水門を管理していく。これは山下の水門はまた規模が大きいですから、そういうわけにいきませんが、やっぱり地元の皆さん方の理解と協力をいただきながら、責任は先ほど鎌田副市長が申し上げたように、市の責任でございますから、そのあたりの意思疎通といいますか、協力体制、県と市と、そして地元、そして地元も何らかの形でこの水門に対する考え方なり協力なり、こういうものができるようにやはりすることが大事なことはないかと思っております。

○17番（森 茂生君）

最後にですけれども、地元とすれば、ポンプが稼働して、ぜひ検証をやってくれと言われております。大牟田の場合も第三者委員会をして検証を行っているようですけれども、地元

からの要望がそう言われておりますので、今度の水害についての検証をできればやっていただきたいと思っております。これは要望です。地元の人がそう言われておりますので、ぜひそういう検証をやっていただきたいと思っておりますけれども、これはいかがですかね、市長。

○市長（三田村統之君）

おっしゃるように、この水門についてはいろんな角度で検討していかなきゃなりません、まず来年3月に予定されております大倉谷川からの放水路、これがどういう役割を果たしていくのか、そしてまた、現在の水門との関連がどうなのか、このあたりはこれから県とも十分協議しながら進めていかなきゃならないと思っております。

それから、余談になりますが、やはり2度にわたって床上浸水被害が二十五、六世帯出たわけですが、こういう方々に対する協力といいますか、支援といいますか、こういうのも当然考えていかなきゃならないんじゃないかと思っております、今検討をいたしております、議会の皆さん方にも御理解をいただくことになろうかと思っております。そういう考え方で今後取り組んでいきたいと思っております。

○17番（森 茂生君）

ひとつよろしく申し上げます。

ちょっと言い忘れていましたけれども、山下地区の方々がずっと署名をされて、長い間要望活動をしてきて、そして、平成24年度の水害の後、水門工事に着手していただいたことに対してはお礼を申し上げておってくれということですので、私の口から市長に対してお礼を申し上げておきます。

最後の質問ですけれども、時間が10分になってしまいました。

環境基本計画の問題ですけれども、先ほどから出ていますように、非常な大雨なり台風、干ばつ、熱波、いろんな問題が今世界中で起きております。それは恐らくは地球温暖化の影響だろうということが大体世界共通の認識になっているのではないかと私は思っておりますし、多くの学者の方もそう言って、世界中が温暖化を止めるためにはCO₂なり、温室効果ガスを削減すること以外に手はないんだということで今いろんな動きが始まっているところです。

八女市も環境基本計画に基づいて今やるやっておられるのは十分承知をしております。承知をしていますけれども、1つこの中で気になるのがあります。この基本計画の中で、とにかくCO₂を削減しなければならない、環境をよくしなければ大変なことになるということで、今、八女市が取り組んでいるこの基本計画、こういうのを八女市の人にアンケートを聞いたところ、全く知らないが63.2%、内容は知らないが、聞いたことはあるが28.3%ですので、これを見ると、合計すると9割以上の方がほとんど知らないという状況のようです。これは当然、八女市の職員さんたちも必死になって、今いろんなところでやっ

るのは私は知っています。例えば、クールビズだとか、ペーパーの場合、裏表を使う、日射を遮るような緑のカーテンとかをやっているのは分かるけれども、やっぱり事務事業編と、これは庁舎内でやることだろうと思います。

そしてもう一つが、市民に向けての削減計画も出ております。その中で、八女市自身がやっていることに関して9割以上の方がその認識がないという、これはアンケートで、ここに載っているからそうだろうと思います。これについてやっぱり一番問題は、市民の皆さんと一緒に少しずつみんながやるというのが原則だろうと思いますので、そういう意味で、アピールはされているだろうとは思いますが、この計画書から見ると、まだ今からだろうと思います。

今後、大きな本筋としてどう市民に周知し、そして、市民に周知して盛り上がると、市役所の内部でもまたやろう、よか方向に作用していく、そういうのをつくり上げていかねばならないと思っております。そうしないと、逆に増えていってしまう。そういう危険性がありますので、そこら辺のどう市民に知らせていくのかを考えていらっしゃるのか、お尋ねします。

○環境課長（石橋信輝君）

まず、環境基本計画の啓発についてでございます。先ほど9割近い市民が知らないということにつきましては、現在の計画の1つ前、総合計画というのがございましたけれども、そのときの認知度のアンケートに基づくデータとなっております。

しかしながら、今の本計画、現在の計画、こちらにつきましても、今環境フェアとか、あと八女市の環境白書であります「八女市の環境」という冊子を別に作っておりますけれども、こういった中で啓発は図っておりますが、議員おっしゃいますように、この計画は行政のみならず、市民、事業所、ここが協力、連携を深めてやっていくというのがポイントでございますので、今後ますます啓発の強化を図っていきたくと考えております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

ですから、具体的にどのような方法を取られるのか、それがないと、通り一遍ではなかなか広がらんからです。どういうふうな周知を計画されているのか、お尋ねします。

○環境課長（石橋信輝君）

今後の具体的な啓発の方法としましては、まず、この温暖化対策につきましては、県のほうでもいろんな家庭向けのツールですとかセミナー、そういったところの機会を設けております。そういった県との連携により、市民の方と事業者の方が相まみえるような機会ですね。ただツールをホームページとか広報紙で周知するだけではなく、そういった会合とかイベントとか、そういったところを活用して、意見交換とか情報交換できる機会をつくりながら啓

発を図っていくということに力を入れていきたいと思えます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

時間がほとんどなくなりましたので。

せっかく林業振興課長がおいでいただいているみたいですので、ここに基本計画の中にもバイオマスボイラーが大きく取り上げられております。私は非常にこれは期待しておったんですけれども、なかなか最初から利用が進まない。3件ぐらいで、イチゴのハウスにも入れたけれども、あれもどうも尻切れとんぼに終わってしまったということで、幾ら日常を削減しても、やっぱり太陽光発電だとか、こういうのを入れていかないと目的は達しないだろうと思えます。節約だけでは限界があると私は思っていますので、この検証、グリーンピアの委員会といたしましょうか、協議会のおきもお尋ねしましたけれども、どうもはっきりバイオマスの検証が聞かれなかったのか、やっぱりこれは効果があったのかなかったのか。今後そういうバイオマスの利用、それは1つのポイントになるかと思えますけれども、ひとつその点考え方をお尋ねします。

○議長（角田恵一君）

林業振興課長、時間がございませんので、簡潔にお願いします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

現在、八女市の3公共施設において木質バイオマスボイラーを導入しております。それで、毎年チップの量から見たまず費用の削減効果、それから、二酸化炭素の削減量というものを算定しているところでございます。そういった中では、3施設におきましては、二酸化炭素の削減量ですね、これは概算で計算しまして年平均1,400トンの削減というところで検証をいたしております。

あわせて、費用につきましては、おおむねボイラー規模で違いますけれども、当初自己負担分を5年から6年では回収できるというところでですね。ただ、それぞれチップの関係とか、様々な課題がまだまだたくさんあります。例えば、含水率の問題とか、現在、木質ボイラーは製材所でできる端材が中心になっておりますので、そういった量の問題等もありますので、そこらあたりを今後検証しながら普及ができていければと、現在研究を進めているところでございます。

○17番（森 茂生君）

まだいいですかね。あと1分ぐらいありますか。

今後、発電所は計画はなくなりましたが、やっぱり基本は熱利用だと思います。これだけ八女は森林が多いわけですので、やっぱりよそでやっているように、例えば、まきボイラーを皆さんに使っていただくために補助金を出すとか、まきを利用した何かをする、そ

して、いろんなチップの利用、そういうのを腰を据えて、二酸化炭素削減という観点からもぜひしっかりと取り組んでいただくことを要望して、私の質問を終わります。

○議長（角田恵一君）

17番森茂生議員の質問を終わります。

2時10分まで休憩いたします。

午後2時 休憩

午後2時10分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

10番牛島孝之議員の質問を許します。

○10番（牛島孝之君）

皆さんこんにちは。本日4番目、最後でございます。もう少しお付き合いを願いたいと思います。

それでは、さきの通告に基づきまして3点ほど聞いてまいります。

1点目、八女市の教育問題について。

1つ、給食費の無償化について市の考えは。コロナウイルス対策として早急を実施すべきでは。

2つ目、運動会、体育会は実施できるのか、暑さ対策は。6月議会で質問いたしましたが、その後、どのような結論になったのかをお聞きします。

3つ目、各小中学校の校舎・体育館等の問題点について把握できているのか。例えば、雨漏り、教室の異臭、外観等であります。

4つ目、教育予算の重要性について市の考えはどのように考えてあるのか。

2点目、八女市母子生活支援施設ひまわり園についてお聞きします。これは過去何度か質問もしております。

1つ、現在の状況について。

2つ目、八女市の母子家庭・父子家庭の数は。

3つ目、今後の施設に対する八女市の考えは。

3点目、職員の労働時間、働き方改革について。

1つ、豪雨災害の査定完了期限はいつなのか。

2つ目、職員の勤務時間に加重的な負担とならないか。

3つ目、長期休業の職員に対する対策はどのように考えてあるのか。

後は質問席で聞きます。執行部におきましては簡潔明瞭に市民に分かりやすい言葉で回答をお願い申し上げます。

○市長（三田村統之君）

10番牛島孝之議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、八女市の教育問題につきましては、この後、教育長が答弁いたしますので、先に2の八女市母子生活支援施設ひまわり園について、及び職員の労働時間、働き方改革について答弁いたします。

まず、八女市母子生活支援施設ひまわり園についてでございます。

現在の状況についてでございますが、現在の入所者数は9世帯23人でございます。内訳としましては、就学前児童11人、小学生2人、高校生1人、計14人の児童と、母親9人が自立に向け入所中でございます。職員は施設長1人、支援員3人を配置しております。

次に、八女市の母子家庭・父子家庭の数はどうかということでございます。

本年4月の児童扶養手当認定数でいいますと、母子家庭512世帯、父子家庭59世帯、養育者3世帯、計574世帯でございます。

なお、過去5年間におきましては約600世帯前後を推移している状況でございます。

次に、今後の施設に対する八女市の考えはというお尋ねでございます。

母子生活支援施設は、様々な生活課題を抱えている母子家庭を保護し、自立することを目的とした母子で生活ができる唯一の施設でございます。

八女市におきましても施設の重要性は十分認識しているところでありますので、今後もきめ細やかな配慮をしながら、また、地域の皆様方の協力を得ながら運営を行っていきたいと考えております。

次に、職員の労働時間、働き方改革についてでございます。

まず、豪雨災害の査定の完了期限はという御質問でございます。

令和2年7月豪雨災害につきましては、おおむね被害調査が終了をいたしました。公共土木施設、農地・農業用施設、林道施設の災害査定は9月中旬から始まり、本年12月までに完了予定でございます。

次に、職員の勤務時間に過重な負担とならないかというお尋ねでございます。

本年4月から組織機構を見直し、本庁及び黒木庁舎内に整備室を設置し、一定数の土木技術職員を集約配置したところです。これにより、今回の災害では発災当初から迅速かつ効率的に対応できております。

また、今般の働き方改革の一環として労働基準法が改正され、時間外労働の上限が規定されております。本市においては一月当たりの時間外勤務の時間を30時間以内と定めております。しかしながら、災害復旧は特に緊急に処理することを要することから、やむを得ず上限を超えての時間外勤務で対応しております。

なお、当該職員に時間外勤務を命じるに当たっては、過重な負担とならないよう必要最小

限にとどめるとともに、当該職員の健康管理には十分努めているところでございます。

次に、長期休業の職員に対する対策はというお尋ねでございます。

長期にわたって病気療養する職員への対応については、当該職員やその家族、または主治医との面談を踏まえ、心身の状態の把握に努めております。また、当該職員の申請に基づき、療養の一環として産業医と連携し職場適応訓練を実施し、円滑な職務の復帰を支援しております。

以上でございます。

○教育長（橋本吉史君）

10番牛島孝之議員の一般質問にお答えをいたします。

1、八女市の教育問題について。

(1)給食費の無償化についての市の考えは。コロナウイルス対策として早急に実施すべきではとのお尋ねでございます。

給食費につきましては、八女市新型コロナウイルス感染症総合対策第3弾の八女市独自施策分におきまして、準要保護児童生徒に対して3か月分相当の支援をさせていただいております。また、八女市立学校の保護者の皆様に対しましては、今回の総合対策第4弾までに様々な形で支援をさせていただきました。

多くの方々に経済的な影響が及んでいることを考えた上で、今後も引き続き、どのような形で保護者の皆様に支援していけばいいのかを総合的に考えてまいります。

次に、運動会、体育会は実施できるのか、暑さ対策は。6月議会質問後、どのような結論になったのかとのお尋ねでございます。

市立学校の運動会、体育大会を実施するかどうかにつきましては、今回の学習指導要領改訂で文部科学省が強調していますように、各学校が主体性を発揮しながら特色ある教育課程の編成・実施に向け検討しているところであります。現段階では、23校中17校が運動会の半日開催、6校がクラスマッチ等の代替開催を予定しています。

また、暑さ対策につきましては、国や県の通知等を参考にしながら、練習時間の短縮など、各学校が創意工夫をし、必要な措置を講じていく予定です。

教育委員会といたしましても、コロナ対策とともに、熱中症防止に関する取組の徹底について再度依頼し、対策の徹底を図っているところでございます。

次に、各小中学校の校舎・体育館等の問題点について把握できているか。例えば、雨漏り、教室の異臭、外観等とのお尋ねでございます。

市立学校の校舎・体育館等の問題点につきましては、平成30年度に劣化状況の調査を行うとともに、各学校と連絡を取り合いながら実態把握に努めております。

また、雨漏り箇所等につきましては、随時、学校からの報告を受けて現地を確認し、対応

を進めているところでございます。

次に、教育予算の重要性について市の考えはとのお尋ねです。

教育予算の重要性につきましては、総合計画及び教育大綱に掲げております確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育活動を推進する上で大変重要であると考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○10番（牛島孝之君）

給食費のことでお聞きいたします。

準要保護児童生徒に対して3か月分相当と。これは何月分から何月分までで、金額的なものは幾らになりますでしょうか、お聞きします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

1つが臨時休業に伴う特別援助金の給付ということで、4、5月分の給食費相当ということです。

2つ目が夏季休業短縮に伴う給食費の補助ということで、8月分の給食費の補助を出しておるところでございます。

以上でございます。（「金額は分かりますか」と呼ぶ者あり）

金額については総額9,260千円でございます。

○10番（牛島孝之君）

横から回答がありましたようですけれども、資料の中の下に書いていただいております。小学校と中学校で当然給食費は違います。小学校で何人でお幾らなのか、中学校で幾らで、合計幾らなのか。分かりましたらお願いいたします。

○学校教育課長（郷田純一君）

小学校の給食費が月額4,300円でございます。中学校の給食費が月額5千円でございます。それに掛け算をして、すみません、これは9,260千円の内訳でしょうか。すみません。その資料は持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○10番（牛島孝之君）

時間内に回答をお願いいたします。

これは2020年8月19日西日本新聞筑後版、うきは市でございます。うきは市で給食費無償化など子育て世代に対する市独自の支援策を打ち出しているという記事がございました。給食費無償化は小中学生約2,700人が対象。月額で小学校3,900円、中学校4,800円の給食費を9月より11月の3か月分無償とするという新聞記事が載っております。

この給食費無償のことについては、以前も同僚議員も聞かれたことがあります。そのときの回答としては、本来、これは県、国がすべきことであろうという回答はいただいております。

すけれども、こういうコロナで非常に困ってある、いつ終息するかも分からない、失礼だけれども、収入も激減したような家庭もあると思います。

このコロナ禍対策の中で市長はどのような考えをお持ちなのか、お聞きします。

○市長（三田村統之君）

コロナ対策につきましては、御承知のように、特に学校教育関係につきましても今日まで数々の支援策を講じてきておりまして、配慮していないということではないと。我々としても慎重に、そして、できるだけ財政状況を踏まえて支援をしていきたいという考え方には変わりませんが、現時点で給食費を無料化という結論には達しておりませんで、財政状況も踏まえ、そしてまた、他の自治体がやっていないような支援策も講じているところでございますので、その点をひとつ御理解いただきたいと思っております。

今後、コロナ感染症の推移がどうなっていくのかも慎重に考えながら、そしてまた、必要である場合については教育関係にもかかわらず、あらゆる面で市民の皆さん方の支援に努力をしていきたいと考えております。

○10番（牛島孝之君）

よその市町村がやったからということではなくて、やはりコロナの中で収入も激減したような方もおられます。コロナが終息という宣言を政府が出さない以上、経済はいよいよもってまだ悪くなると思われれます。その中で子どもたちが小中学校で同じようなものを受ける、やはり給食が同じものではないか、これに差別があってはいけない。要保護、準要保護がどうかとは言いませんけれども、できれば、半年ということも数字を出してもらっておりますが、給食費1か月分、小学校で13,192,400円、6か月分とすれば、79,154,400円。中学校、義務教育の後期として1か月分5千円として6,685千円、6か月分として40,110千円。給食費合計6か月119,264,400円という数字を出しております。もらっております。これが果たして高いのか安いのか分かりませんが、同じような教育を受ける子どもたちに同じような食事を給食として取ってもらう。

もう一度市長にお聞きしますが、確かにうきは市が新聞に載りました。市長にも何度か以前、同僚議員も聞きましたときには、これは本来、国、県がすべきことだろうということは回答いただいておりますけれども、こういうコロナのときだからこそ、うきは市がやったから八女市もやるんじゃないかと、金額的に今度予算で出ますけれども、八女市独自だけで合計すれば12億円を超えるような予算も今まで確かにつけていただいております。だから、この半年で119,000千円、これが高いのか安いのかは分かりませんが、ぜひ子どもたちのため、あるいは保護者のためにももう一度考えていただけないか、もう一度回答をお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

子どもたちの環境、学校での学習環境、あるいは家庭での環境、様々な角度から私どもも検討は今日までしてまいっております。今後新型コロナウイルス感染症がどういう推移をしていくのか十分把握しながら、また、学校現場、あるいは子どもたちの家庭環境の問題、そういうことも含めて教育委員会と協議しながらこれから進めていきたいと考えております。

今日の段階で給食を全面無料化するというお答えができないのは申し訳ありませんが、今後状況によって教育委員会と検討していきたいと思っております。

○10番（牛島孝之君）

これは教育長、教育部長にお願いでございます。市長からあのような答えをいただきましたので、ぜひ教育長、教育部長、あるいは学校教育課長におきましても、市長、これは必要ですよ、すべきですよという御説明をよろしくお願い申し上げます。

次に、運動会、体育会は実施できるのかということで6月議会でも聞きました。その後、定例の総務文教委員会においてもお聞きしました。この中で各学校の主体性を発揮しながら。非常に言葉はいいようですけれども、逆にこういうときこそリーダーシップ、教育委員会、あるいは部長、課長を含めて、リーダーシップを執るべきではないのか。各小学校に主体性とは非常にいい言葉ですけれども、ばらばらのやり方をしたときに、果たして子どもたちがどのように思うのか、あるいは保護者も含めて、それについてはお考えはいかがですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

教育委員会といたしましては大きく5つの理由で開催も可ではないかという結論に達しております。

1つ目は、前回の6月の議会の折に御答弁させていただきましたような、運動会にはかけがえのない教育的な価値があるということ。

2つ目は、結果的に中止にしたほかの市町におきましても校長会の判断というものを大切にしているということ。

3つ目には、教育課程編成の主体者である校長が集まっている校長会が中止を決めて教育委員会に報告するのであれば理解できるのでありますけれども、八女市の場合、教育課程編成の主体者である校長が運動会や代替措置としてのスポーツ集会などを時期をずらしてやると判断しているということ。

4つ目には、夏場で通常の授業でも熱中症対策に万全を期した上で運動場で実施することがあるということ。

5つ目には、10月以降2月にかけて時期をずらして実施する、または半日開催にする、または児童テントを拡張する等の暑さへの配慮をしている。

以上の理由でできるのではないかと考えておる次第でございます。

○10番（牛島孝之君）

全部の学校ではありませんけれども、今、コミュニティ・スクールというのがあります。この中には学校、家庭、地域、家庭というのは保護者ですね、この運動会をどういうふうにするかという検討の委員会の中に保護者は入ってありますか。いかがですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えをいたします。

通常、学校において、特に運動会等の大きな行事につきましては、事前の一月から二月前のPTA理事会におきまして校長のほうから提案がございまして、PTA理事会での了承を得て大きな行事につきましては実施をしておるところでございまして、御理解を得られた上で実施するのであると考えております。

○10番（牛島孝之君）

PTAの理事会も含めてということですが、恐らく考えられるのが、昼前とか、徒競走のみとかになったとしても、保護者一人一人の考えで、うちはやらない、行かせないと心配する保護者があると思うんですよね。そういう場合に強制力は当然ないでしょうから、そういうことがないように、本当はリーダーシップ、主体性は必要だろうと思っておりますけれども、こういう緊急の場合はどこかがトップダウン——トップダウンという聞こえが悪いですが、教育の一環として本当はやってほしいんですよね。ただし、こういうコロナで熱中症も出るような、八女市でも大人でも亡くなってある方もおられます。そういうときに果たして昼前——昼前が涼しいならいいですよ、朝でももう30度ありますからですね。それと、暑さ対策。あのテントの中にそのままいれるのかとかいろいろな問題があると思うんですよ。だから、本当はやってほしいけれども、6年生は特に最後の運動会だろうし、あるいは中学3年もです。小学校1年生は本当に初めての運動会だろうからですね。それはやってほしいけれども、こういう緊急事態ですので、それは主体性ということで各学校が、17校が半日間、6校がクラスマッチと、それにどうこうは言いませんけれども、いろいろなことがないように、それだけは本当に暑さ対策、水分を取る、あるいは水分だけではいかんから、塩分を取るとか、そういうことをきちっとしていただかないと、事件、事故があったときに困るんですよ。その対策だけはよろしくお願い申し上げます。

次に、小中学校の問題点ということで、筑南小学校については直接私は学校教育課長に申し上げました。異臭がするということです。早速行っていただきまして見てもらったところ、天井裏にカビが生えていた事例でありました。それは早速やっておられるようです。

この中で資料として各小中学校の問題点、原因、対策ということで出ております。何もないのが八幡小学校、黒木西小学校、福島中学校、星野中学校、矢部清流学園。これはほとんど対策が終わっていると考えていいんでしょうか。いかがですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

空欄のところにつきましては大きな劣化ありとかというのがないということでありまして、細かい修繕等につきましては、その都度、学校から希望を上げていただきまして、そして、それに対して優先順とかを考慮いたしまして、うちのほうで対応させていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

これだけ屋根、屋上、外壁、内部仕上げとか、原因等もいろいろあります。ほとんどが防水補修とかの対策みたいですが、総務文教委員会の中で学校教育課長の回答といたしまして、順次していきますと言われました。当然その次の予算の問題も考えてのことだろうと思えますけれども、何年かかればこの全てが直るのか。あるいは外観を見たときに、普通の一般の家でもそうですけれども、言い方悪いですが、学校に来たときに何か気持ちが悪くなるというとはちょっと言い過ぎですが、外観が黒っぽくなっている、本来、白っぽくならんといかんの黒っぽくなるとが見受けられます。この前の総務文教委員会で随時していくという回答をいただきました。随時ということで、本当に生徒、あるいは保護者が納得できるのか。そこら辺はどのように思われますか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

金額的に大きくないものにつきましては、先ほど議員のほうからおっしゃられましたように、順次やっていくということに変わりはありません。

ただし、校舎の改築でありますとか、全体的なお金が物すごくかかるものにつきましては多額の財政措置が必要となります。それで、財政当局と相談しながら、校舎や屋内運動場等の改築等の計画立案を今後進めてまいる予定でございます。

以上でございます。

○教育部長（原 信也君）

補足的になるかと思えますけれども、私のほうから御説明をさせていただきたいと思いません。

確かに総務文教委員会の折に随時やっていきますと発言をしておりますけれども、これにつきましては長いスパンをかけてという、だんだんやっていくという意味ではなくて、早急感を持ちながらもということでの随時ということでございますので、その改修の必要な場所をそのまま放置した中でこれを何年か放置してというスタンスでは決してございませんので、そういうことで御理解をしていただければと思います。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

資料の中で全予算に対する教育予算の割合についてということで、平成27年度より令和元年度、平成27年度が6.0%、令和元年度が5.4%。6%が一番多くて大体5%から4.何%となっております。ただ、金額だけ見ると、令和元年度で1,965,396千円。このうちの固定経費は幾らですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

申し訳ございませんけれども、固定経費につきましては資料がないので分かりません。申し訳ありません。

○10番（牛島孝之君）

固定経費が分からないと、自由に使えるお金が幾らなのか分かりません。早急にすぐをお願いいたします。

○議長（角田恵一君）

牛島議員に申し上げますけど、次の質問じゃなくて、休憩を取っても資料を頂きたいということよろしいでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後2時43分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き再開いたします。

答弁をお願いします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お待たせをいたしました。お答えいたします。

固定経費が令和元年度分につきましては1,915,000千円程度でございます。（発言する者あり）ここに上げております1,965,000千円から50,000千円程度がそれ以外ということでございますので、差し引いた1,915,000千円程度が固定予算ということになっております。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

それでは、お聞きしますけれども、各小中学校の問題点、原因、対策ということで聞いておりますが、これに使えるお金が年間50,000千円と考えてよろしいでしょうか。

○学校教育課長（郷田純一君）

そのとおりでございます。

○10番（牛島孝之君）

教育予算の重要性についてということで教育長よりお答えをいただきました。教育予算の重要性につきましましては総合計画及び教育大綱に掲げております確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育を推進する上で大変重要であると考えておりますと。ところが、自由に使えるお金は50,000千円ほどだと今数字が出ました。

市長にお聞きします。当然予算については市長部局だろうと思います。この教育予算の重要性について市長はどのようにお考えなのか。当然教育長と同じ考えだろうと思いますけれども、お聞きします。

○市長（三田村統之君）

先ほど教育長も答弁しましたけれども、自由に使える予算というのは全市的にも財政的にもそんなに多くはありませんし、きちっと課題についての予算措置をすることが前提でございまして、どこの課にしても自由に使える金をたくさん持っているということはございません。

ただ、教育関係につきましましては、自由に使える予算に対して学校から要望のあっている課題についてできるだけ早く解決をしていかなきゃならない。ただ、どうしてもこれは50,000千円以内では収まらない、この学校のこの問題についてはどうしても解決しなきゃいかんという判断に立つならば、必ずそれは当然教育委員会からも要望が出るだろうと思うし、行政側としても考えなきゃいかんだろうと思っておりますから、重要な課題については、できるだけ早く解決しなければなりません。自由な予算としての確保というのは、自由に使える予算というのはそんなに多く確保できない。やはり目的をきちっとした形で予算措置をしていくのが私どもの基本的な考え方ですので、その点は教育委員会とも十分協議しながら予算措置を新年度の予算編成に当たっては協議をして進めているところでございますので、必要があれば、やっていかなきゃならんという考え方は当然持つてはおります。

○10番（牛島孝之君）

教育ということは、教えるということ、将来の八女市を背負っていつてくれる子どもたちの教育でございまして。単純に八女市だけで自由に使えるお金は教育予算の中の約50,000千円ということでお聞きしました。これは教育部長、学校教育課長にもお願いいたしますけれども、いろいろな政府の予算、補助金、そういうのがあるのかないのか分かりません。それをぜひ調べていただいて、やはり必要であれば、市長自ら陳情に行っていただいて、学校教育のためにこういうのが必要だときっちり国にも分かっていただいて、単純に市から金を出すだけじゃなくて、そういうお金もぜひあるのかないのかまず調査をしていただきたい。それは要望として留めておきます。

次に、母子生活支援施設ひまわり園についてお聞きします。

現在の状況についてお聞きしました。書いてございます。令和2年8月1日現在9世帯23

名。今現在はこうですけれども、問合せ等があっっておるのか。特にこういうコロナで非常に収入も減った、行くところがない、アパートもいいけれども、アパートでは危険だということも考えられます。今現在そういう問合せがあっっていますか、あっっていませんか、お聞きします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

今時点でございますけれども、まだ待機をしていただいているとか、検討していただいているとかという方については、今現在ではいらっしやらないところでございます。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

八女市の母子家庭・父子家庭ということで数値をいただいております。590、597、570、若干は減っておりますけれども、これに出ていないような数字も当然あるのではないのかと思っております。

これは母子生活支援施設ひまわり園の検討委員会の答申です。この中に国が示した必修項目の子育て短期事業、ショートステイ、トワイライトステイなどの多機能を併せ持った施設としてぜひ御検討をお願いしますという答申が出ております。検討をされたのかどうかお聞きします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

事業の内容につきましては資料のほうに書かせていただいております。病気とかの関係で短期の保育が必要になったということでのショートステイ、夜とか祭日とかの保育が一時的に必要なになったというのがトワイライト事業でございますけれども、保育室、保育士などを準備すれば可能にはなるんですけれども、現実的には年齢に応じた保育の対応も必要ですし、教育の対応も必要でございます。必要に応じては24時間での受入れも必要になってくる。食事等も準備が必要になってくるということで、現時点ですぐにでもひまわり園で実施するというのはちょっと厳しいということで考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

考えておるといことでしたけれども、検討できませんかということをお願いを答申の中に入れております。どのような方が含められて検討されたのか。当然この検討委員会の方も答申を出されましたので、これで終了なのかと思っておりますけれども、なら、子育て支援課だけで考えられたのか、執行部の中でどことどこでそういう検討をされたのか、お聞きします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

現時点では、現課、子育て支援課での考え方ということでお知らせをいたします。まだ具体的な展開とかということについてはまだ詳細には詰めておりませんので、現課での考え方ということでお伝えしておきます。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

平成28年に答申案が出ております。4年たっております。この4年を短いと見るのか長いと見るのか。この答申を出された方たちからすれば、4年もたったのに何も結論が出ていない。答申の内容からいえば、してほしいわけですよ、ぜひ八女市でこういうことをしてくださいという答申です。何回もあっております。私も来賓として出席しました。こういうのは早急にしないと、時間がたてばたつほど、この方たちに諦めの感情が出てくるわけですよ。自分たちはこういうふうに出したけれども、全然行政は動いてくれない、弱者のところに光が当たらない、そう思われちゃ困るんですよ。

子育て支援課長にばかり言うのもあれですけども、市長にお聞きいたします。こういう答申が市長宛てに出ております。4年たっております。してほしいということでこの答申は出たろうと思います。当然費用がかかることではありますけれども、そういう弱者と言われる方、物がなかなか言えない、言わない、発言もなかなかできない、そういう方をどのように守っていくのか。これは行政の務めだろうと思っておりますけれども、今現在の市長のお考えはどうでしょうか、お聞きします。

○市長（三田村統之君）

ひまわり園については行政の務めだということは言われなくても十分承知をいたしております。

ただ、やはりこのひまわり園の環境をこれからどう築いていくのか。答申に出ております問題も含めて、これは市単独で解決できる問題でもないわけで、我々としてはそういう八女市外の方々もこのひまわり園で母子家庭の皆さん方が活用いただいているということでもありますから、県との協議も今進めているところでございまして、具体的な結論はまだ出ておりませんが、これからどうやっていくのか、このことについては県とも協議をしておりますし、要望書も出してございまして、環境の改善はしっかり努力していきたいと思っております。

かなり建物も老朽化をいたしておりますので、全面改築とか、あるいは部分改築はもちろんですけども、そういうことも今の生活環境には合わない環境があることは事実でございますので、そういうことも含めてこれからしっかり県との協議を進めていきたいと思っております。

○10番（牛島孝之君）

市長より検討していくと、検討もちゃんとしておると、お話を合いをですね。ぜひよい方向にこの結論が出ますことを要望いたしまして、この質問については終わります。

次に、職員の労働時間、働き方改革、このことについては先ほど同僚議員も聞きましたけれども、再度お聞きします。

1か月の残業時間、何時間なのか。そして、現在把握してある最高残業時間が何時間なのか、お聞きします。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

第一、第二整備室のこの7月、先月の残業時間、平均が114.9時間でございます。最高の時間数につきましては147時間でございます。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

決められておるのが30時間。ただしという言葉はあります。最高が147時間、平均でも114.9時間。第一整備室、第二整備室、あるいは建設課、一生懸命仕事をしてあるのは分かります。特に時間が限られておりますので、これまでにしなくちゃいけない。夜遅くまで仕事をされておるのも分かっております。

ただ、この数字で答えられた平均114.9時間、最高147時間、肉体的なものもそうでしょうけれども、精神的なもの、はたから見たら、これが一番分からないわけです。何でこういうことをせやんやろかと、そういう気持ちになってもらっちゃ困りますので、一生懸命市民の災害のために頑張っておられます、期限がありますので。そういうのを単純に時間だけ言われました、114.9時間、最高は147時間。極端に言えば、要するに人手が足りない。このような災害が毎年毎年あるかもしれません。確かに平成24年災害の後は本年度ですか。約8年間ということです。小さな災害は毎年毎年あっております。

そこで、部長にお聞きいたしますが、要するに人員を第一整備室、第二整備室されました。当然東部と八女市を集約した、非常にいいことだろうと思います。ただ、本当に人的なものが集中してしなくちゃいけないなら、市民の中に恐らく大手のゼネコンとか、あるいはコンサルとか、あるいは官公庁のOBさんとかおられるかもしれません。そういう方を募集をかけて、名簿といいますか、リストを作って、いざというときにはその人たちの協力を願う。臨時職員を何課から何課に1人ずつ動かしました。なら、その課は1人分ほかの人が仕事をせにゃいかんわけですよ。恐らく今の人員は最低ラインだと思っております。やはり必要であれば、そういう方も募集をかけて、きちっとそういう名簿を作って、いざ災害のときはそういう方に臨時で来ていただくことを考えることはできませんでしょうか、お聞きします。

○総務部長（原 亮一君）

お答えさせていただきます。

現在、議員おっしゃるとおり、第一整備室、第二整備室で災害対応を行っています。これは市長答弁にもありましたように、今回のような災害に対応できる体制を常備しておこうという意味で今年度からつくらせていただいたものであります。

現在、その中でいわゆる土木技術として動ける人間が24名おります。平成24年災害が起りまして、災害発生当時動いていた技術職員が25名ということで、ほぼ同じような体制は取っているということでございます。平成24年災害につきましては、これに加えてよその市町村からの応援でありますとか、そういう職員を受け入れながら査定を受けてきたということでございます。災害箇所数につきましては、午前中の答弁の中でありましたように、今回の箇所数は250程度ということでございます。そういうことで、現段階では取れる体制は取らせていただいているところでございます。

査定の方法、やり方とか、委託業者の把握の確保の仕方、そういう部分についてのノウハウ等も蓄積をしておりますので、そういう部分では一定体制的には整えているということでございますが、しかしながら、実際のところ平均を100時間超えている状況はございますので、それについてはしっかりできる検討はしていかにやいかんと考えています。

議員がおっしゃいます、例えば、臨時職員とかいろんな民間の方の力を使ってということでございますけれども、どうしても公務で遂行する部分と委託業務として民間の業者さんであるとか、そういう民間の方に委託する部分については一定の範囲がございますので、現段階では現在私どもが持っている正規職員と会計年度任用職員、それから、臨時職員、それから、もう一つ任期を決めて任用するという制度もございますので、そういうものを幅広く検討しながら、早期の災害復旧と、それから、職員の健康を守るという両面で検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

担当部長にお聞きします。公共土木施設災害復旧事業査定申請時期、これは予定でございます。令和2年9月中旬より令和2年11月。農地・農業用施設災害復旧事業査定申請時期（予定）、令和2年9月下旬より令和2年12月。林道施設災害復旧事業査定時期、令和2年10月中旬となっております。順調にいつておるかだけをお聞きします。

○建設経済部長（山口英二君）

お答えいたします。

7月の災害が発生しまして、とにかく一番急ぎますのが災害の把握ということで、拾い漏れないということが一番大事でございますので、7月の時間外につきましてはほぼほぼその調査に当たった分と取りまとめということで理解をいたしております。

それから、査定につきましては12月まで行われますけれども、現在ほぼ250か所の災害査定を受ける箇所につきましては全てコンサル委託が完了しておりますので、順調に進んでいるものと考えております。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

次に、長期病気療養職員の状況ということで6名という回答をいただいております。長期は一月以上、一番長い方で何か月でしょうか。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

6名のうち3名が病気休暇でございまして、残りの3名が休職に入っている者でございます。休職に入っている者で一番長い者で2年を超えている者がたしか1名いたと思います。全て精神疾患によるものでございます。

○10番（牛島孝之君）

建設経済部長からも順調にっておりますということで、7月が本当に忙しくて、一番長い人で147時間。今後はそこまでは時間がないだろうということで思われますけれども、市民のために一生懸命頑張っておられます。それは分かります。分かりますけれども、肉体的には分かりますけど、精神的なものは外観では分かんたですよ。ぜひそういう職員が出ないように、頑張ってくださいのは当然頑張ってくださいしております。けれども、精神的に参る職員が出ないようにぜひサポートのほうをお願いいたします。

それと関連でお聞きしますけれども、災害については一生懸命頑張っておられます。災害ではなくて、各行政区からの要望事項、要するに水路、あるいは道路の改修なりとか、そういうのが今までずっとあっておると思います。それについても当然、災害は災害で一生懸命頑張ってもらわなきゃいけませんけれども、それはそれで、今まで行政区から出ておるような要望についても当然把握してあるでしょうし、今年が災害があったから、いや、それはちょっと後回しですよじゃなくて、そういうことはないと思いますけれども、どう考えてあるのか、それについてお聞きします。

○建設経済部長（山口英二君）

お答えいたします。

今までも答弁したことがあったと思いますけれども、年間400件近い要望が毎年出てまいります。その中でも緊急度が高いものから低いもの、いろんなケースがございます。それ以外にも起債事業なり国庫補助事業で進めているものもございます。今回の災害発生に伴いまして、一応見直しができる事業があるかどうかの検証も行いました。維持等の工事につきましても、先ほど申しましたように、緊急性がある分につきましては先にやる。特に河川とか

につきましては工事できる期間が限られておりますので、特に人家とかあって急ぐ分については早急に実施をするということで内部で検討をいたしました。今後も災害復旧と併せて必要な事業については進めてまいりたいということで考えております。

○10番（牛島孝之君）

災害を受けられた方は早く自分たちのところをしてくれということがありますけれども、要望を出しておるばってん、いっちょんしてくれんと、何年もたつとかという声も聞くわけですよね。そこは一生懸命頑張っていたきたい。9月下旬から12月に向かって査定をされる職員の皆様にエールを送りまして質問を終わります。

○議長（角田恵一君）

牛島議員、先ほどの質問の中で学校教育課のほうから9,260千円の内訳について答弁させますので、よろしくをお願いします。

○学校教育課長（郷田純一君）

9,260千円の内訳でございます。小学校のほうは5,676千円、中学校のほうは3,580千円、合計で9,256千円で千円以下は四捨五入で切上げということで9,260千円となっております。

遅くなりまして申し訳ありませんでした。

○議長（角田恵一君）

よろしいでしょうか。

10番牛島孝之議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時17分 延会